

建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'91/10

OCTOBER. 15. TUE. No. 50



蔵造りのまちの伝統 川越まつり

建産連の

SLOGAN
活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

魅力ある企業をめざして

柿沼 國治

私共の(社)埼玉測量設計業協会は県内に本社を置く現在64社の会員で構成している協会です。

特に当協会は、その殆んどが中小零細企業であり、受注する仕事の大部分を官公需に依存する特殊な業種であります。各会員企業は、それぞれ業務を通じて、豊かで住み良い郷土を築くため、その果すべき役割を深く自覚し努力を傾注しておりますが、これら事業の達成も関係御当局の県内企業・地元企業の育成指導という観点から種々の制約の中で当協会員に優先発注や技術指導を賜っており会員一同感謝いたしております。

測量業界も国の内需拡大策などによる恩恵により、好況が維持されていることについても、これまた深謝に堪えないところであります。しかし反面、若年技能労働者をはじめとする労働力不足が極めて深刻な問題となっており、加えて産業構造の改善、新技術の開発等多くの難問題を抱えております。

今、若者はどのような企業に興味を持ち、心を惹かれているのでしょうか。測量業界としても、若年技術者の動向とその動向に対応できるような企業体質の改善と技術者研修等を含め、その根源をさぐり改善することにより、21世紀には十分魅力ある企業と成り得る業界であると思えます。

興味あるアンケートの答えを4つ程上げて見ると、

1. あなたは仕事に誇りを持っているかと云う問に実に90%がイエス
2. 社会に役立っているか 80%イエス
3. 現在の収入に満足しているか 100%不満足
4. あなたの息子は後継者になってくれるか 10%イエス

経営者自身、魅力とはほど遠い現実をふまえながらも、まさにアセとホコリにまみれて頑張っている姿が想像できます。水は低いところへ流れ、人は金のあるところへ集まる。何とも味気のないたとえ話ですが、今の我が測量業界はとても人の集まる気配さえ感じられません。

いろいろな研究会や会合で賃金のベースアップを行うべきだ、厚生施設、有給休暇、週休2日制完全実施、どれをみても魅力です。これが実現したときこそ魅力ある企業として世間も認め、若者たちも集ってくるでしょう。しかしながらこれを実現するには業界内における研究努力と、官界の理解ある御指導をいただきながら、魅力ある企業となるための施策を具現(作業歩掛の改善、適正な積算、諸経費の引上げ等)し、実行することにより業界の健全発展のためにも、是非共実現できることを切望します。

(筆者は(社)埼玉県測量設計業協会会長)

建産連ニュース・目次

表紙写真説明

毎年10月、城下まち川越市で繰り広げられる川越まつりは、その起源は遠く慶安元年(1648)の神輿巡行に遡るが、勾欄に人形を乗せ、1本柱4つ車の絢爛豪華な今日の山車の源形は文久2年(1862)頃とされている。現在山車の総数21台、うち10台は大江戸天下祭りの伝統をもつものとして県の指定文化財である。10月15日の夕刻、急テンポの囃子と、どよめく声援で山車が集まる「曳っかわせ」は一際圧巻である。

(写真：埼玉県商業観光課提供)

◆巻頭言	1
◆“ごみ”問題を考える	3
◆改正 独占禁止法概説	9
◆特集・公共プロジェクト	
中堅勤労者向け住宅供給促進事業	12
◆シリーズ特集「21世紀を展望した街づくり」その42 (志木市)	18
” ” その43 (北本市)	20
◆事業報告	
「生産システム合理化指針」研修	22
◆会員団体平成3年度事業計画の概要 (続)	24
◆理事会・委員会報告	27
◆告知板	
(1) 平成3年度県9月補正予算の概況	31
(2) 県の平成3・4年度入札参加追加申請について	31
(3) 商法改正に伴う組織変更の取扱いについて	31
(4) 労働保険加入の奨め	32
(5) 長寿社会フェスタの開催	32
◆企画シリーズ・県内文化遺産めぐり	
古寺社探訪 (1)	33
◆建産連だより	
会員団体の動静	37
◆全国建産連だより	40
◆連合会日誌	41
(財)建設物価調査会案内広告	(26)

“ごみ”問題を考える

行政の対応と将来課題

一口に“ごみ”といっても、日常家庭から排出するもの、経済活動の中から発生するものなど多種多様で、その量は莫大なものである。昭和63年度調べによる県内の家庭から出るごみは年間197万ト、事業所が排出するごみの量は1,431万ト、そしてその処理に要する費用は、家庭などのごみのみで444億円余の巨費が市町村予算に計上されていることなどを考えると、単にごみなどと絵空事にもいえないのである。年々増加する人口、拡大する経済活動により発生するごみの量は級数的に増大し、その処理が行政上の大きな課題となっている。県はこのほど、「埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定し、今後5年間のごみの発生量を予測し、その減量化を図るとともに、ごみの適正な処理・処分の実現を目指すことにした。そこで本誌は、この廃棄物処理基本計画を参照、後段において建設廃棄物処理対策にスポットを当て、その現状と県の施策展開を追ってみた。

(W)

はじめに

ひと昔前まで我々の生活の中から生ずるごみのすべては自然の中に還元され、新しい生命を育む糧としてきた。文化が進み生活が高度化するにつれそのリサイクルが不可能になり、やっかいな存在となった。

“ごみ”とは何か

わが国の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）によると、「自ら利用し又は他人に有償で売却できないために不要となったものをいう」と定義づけており、さらに「廃棄物に該当するか否かは所有者の意志とその性状等を総合的に勘案すべきもの」としている。要するに無価値なものとして廃棄する物体を指している。

また、同法では廃棄物に対する区分を別表に示すとおり一般廃棄物と産業廃棄物に大別している。そして一般廃棄物は末端自治体、つまり市町村の責任で処理・処分を負わせており、産業廃棄物は発生源者つまり事業所等に処理の責任を負わせ、別に定めた収集運搬、中間処理業者を経て最終処理に至る適正な処理・処分を行わせることにしている。

一般廃棄物の現状

県環境部がまとめた一般廃棄物処理の実態によると、県内全市町村がこれに投入する費用は、平成元年度調べで合計額は784億円余、うちし尿分を除きごみ処理費は444億円余。また焼却炉の建設改良費として162億円弱が計上されている。ちなみに焼却炉施設の建設費は、1ト当たり5～6千万円、仮に10トン炉では5～6億円が見込まれている。我々が日常文化生活を楽しむにはいかに多大な消耗の投資を必要とするかがわかる。

急速な人口増をきたす本県では、家庭などから出るごみは、年間約197万ト（昭和63年度）、1人当たり年間320kgのごみを出していることになる。県では平成7年度にはこの昭和63年度に比べ40%の増加とみて、その対応策を検討している。

また、産業活動により各事業所などから出るごみの量は、年間約1,431万ト（昭和63年度）にのぼっている。

県は、今年の3月、第3次「埼玉県廃棄物処理基本計画」（第1次は昭和48年度に策定）を策定し、今後5年間のごみの発生量を予測し、

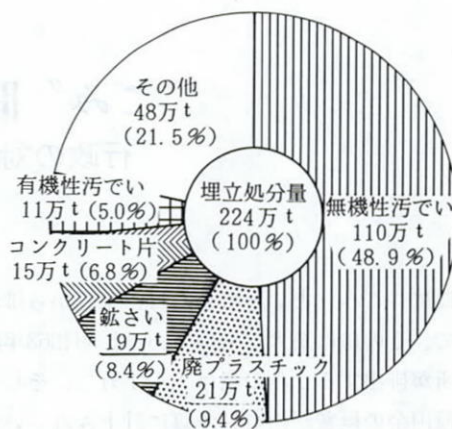
その減量化対策をたてるとともに、ごみの適正な処理・処分の実現を目指すことにした。以下、同基本計画に基づき「建設廃棄物」関係に的を絞り、具体的な諸施策に触れていくことにする。

産廃物の現状と将来見通し

産業廃棄物（産廃物）実態調査によると、昭和63年度における1年間の県内事業所から発生した産廃物の総量は1,431万ト、平成2年度は1,532万トで63年度に比べ1.07倍と増加、この傾向を基に平成7年度の発生量を同じく1.2倍の1,719万トと推計している。

昭和63年度発生ものを業種別でみると、製造業415万トで全発生量の29%を占め、次いで建設業397万ト、27.7%、以下水道業、農業、鉱業の順となっている。

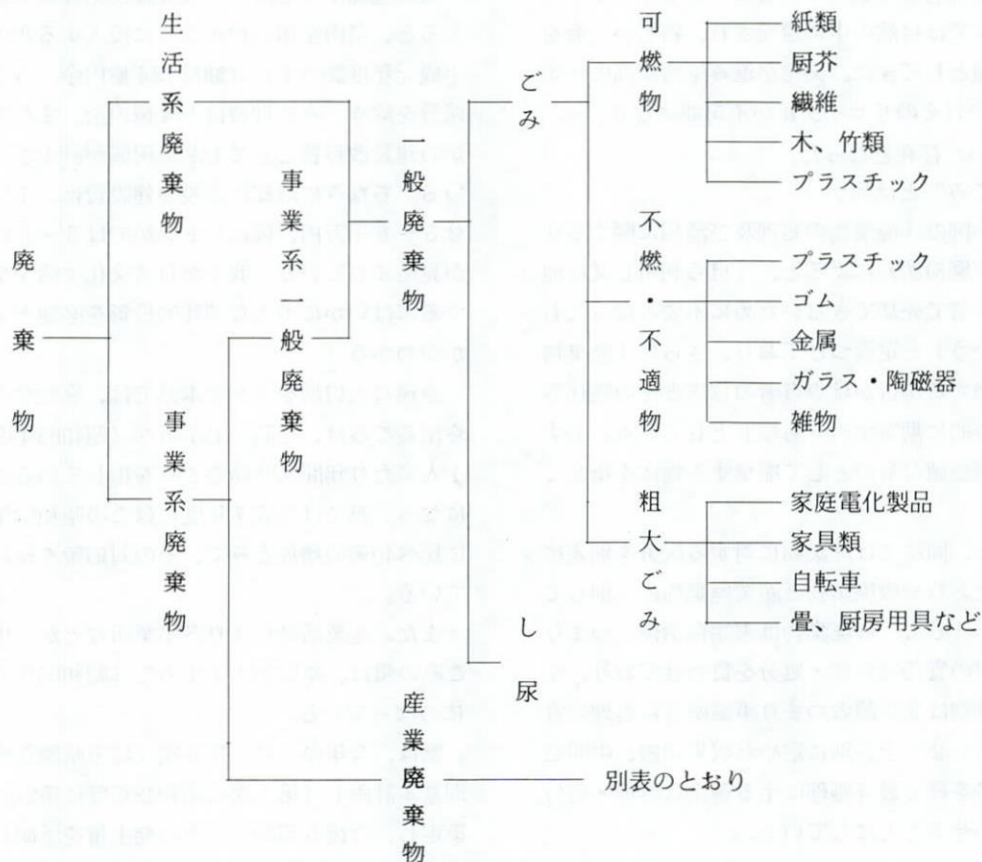
種類別でみると、汚泥703万トで49.1%、建設廃材225万トで15.7%、農業13.7%、



埋立処分種類別構成比

廃油5.1%となっている（別表円グラフ参照）。

さらに建設業の397万トンを種類別にみると、建設廃材224万トで全体の56.4%、次いで汚泥136万トの34.3%、金属くず18万トの4.5%、木くず7万トの1.8%、ガラス・陶磁器くず5万トの1.3%などである。



別表

種 類	例 示 及 び 説 明
燃えがら	石炭がら、焼却残灰など
汚でい	工場排水等の処理後に残るでい状のもの
廃 油	鉱物性油、動植物性油脂、廃溶剤など
廃 酸	廃硫酸、各種有機廃酸など
廃アルカリ	廃ソーダ、金属せっけん液など
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）など
紙くず	パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの）、出版業（印刷出版を行うもの）、製本業、印刷物加工業に係るもの、PCBが塗布されたもの
木くず	建設業（工作物の除去に伴って生じたもの）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業に係るもの
繊維くず	繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
ゴムくず	天然ゴムのくず
金属くず	金属の研磨くず、切削くずなど
ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくずなど
鉱さい	高炉の残さい、ノロ、不良鉱石など
建設廃材	工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
動物のふん尿	畜産農業に係るもの
動物の死体	畜産農業に係るもの
ばいじん	集じん施設によって捕捉されたもの
上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの	

処理・処分状況

昭和63年度発生総量1,431万トンのうち、中間処理を行わずに発生原者が自ら利用又は有価物として売却等により処分したものが138万トンで、実際に廃棄物となるものは、残りの1,293万トンである。

この1,293万トンの処理の実態をみると、仕分けされ再資源化等の中間処理の段階で減量化されることにより、最終処分対象量は267万トンとなる。そのうち埋立により処分される量は224

万トン、海洋投棄が23万トン、保管その他で20万トンという状況である。

流入・流出状況

厚生省が昭和63年度にまとめた「首都圏最終処分状況調査報告書」によると、他県から中間処理、最終処理を前提に本県への流入量は196万トン、県外への流出量は112万トンである。この調査結果から流れを考えると、中間処理を前提に流入した廃棄物に県内で排出処理されたものが加わって、県外に流出していく傾向にあるこ

とが考えられる（下表参照）。

積換・保管施設（ストックヤード）の設置状況

首都圏における産廃物積換・保管施設の設置数は、昭和62年度時点で466箇所、そのうち本県が133、東京が132、神奈川が130となっており、全体の84.8%を占めている。

本県内施設で取扱われる産廃物の種類は、廃プラスチック類、金属くず、建設廃材が主で、施設の規模をみると全体で31.2万㎡、うち東京が12.1万㎡（39%）、埼玉が7.3万㎡（23%）である。

産業廃棄物処理計画

本県における産廃物発生量は、年々増加傾向にあり、平成7年度には昭和63年度時の1.2倍になるものと予想され、最終処分場の確保難もあって見通しは厳しい状況にある。

本県では、これらの状況を踏まえ、今後とも発生量の抑制、リサイクルや中間処理施設の整備による減量化・減容化対策を進める一方、不法投棄の監視、取締りによる環境保全対策を推進し、住民の公害不安を払拭するための廃棄物適正処理の指導などを実施していくとともに、公共（市町村等）関与による自区内処理体制を

確立するよう努めていく必要がある ― として、計画推進の方向づけを行っている。

処理計画

1. 減量化・リサイクルの推進

平成元年度に行った産廃物実態調査による推計数値を基に計画期間（平成3～7年度）各年度ごとの目標値を設定し、各年度の埋立量（最終処分）をそれぞれ平成2年度と同量の236万トンの抑制することにより、計画期間内で131万トンの削減を図るとしている。

そのためには、平成3年度から毎年度0.4%づつ減量化、リサイクル率を上げていく必要がある。この目標達成には個々の事業者の積極的な協力が求められている（次頁下表参照）。

2. 最終処分場の確保

平成7年度の県内埋立処分率を昭和63年度の20%から30%に引き上げる（目標値）。県内埋立処分率を30%にするためには、平成3年度から2%づつ引き上げていき、計画期間内で総量307万トンの埋立容量を確保するとして計画目標を掲げ、この目標が実現されるためには、今後とも事業者、処理業者が主体となった埋立処分場の確保や第3セクター方式を含めた公共関与による埋立処分場の確保を図らなければならないとしている。

産業廃棄物の流動状況

（単位：万t/年）

	最終処分業者実績値			収集運搬業者実績値		
埼玉県内排出量	58（100%）			195（100%）		
埼玉県内処分量	14（24%）			83（43%）		
埼玉県外流出量	計	44		計	112	
		(76%)			(57%)	
	千葉県	32		千葉県	38	
	群馬県	7		茨城県	18	
他都県流入量	茨城県	3		東京都	18	
	その他	2		その他	38	
	計	24		計	32	
		(41%)			(16%)	
他都県流入量	東京都	17		東京都	27	
	域外	4		群馬県	2	
	神奈川県	1		茨城県	1	
	その他	2		神奈川県	1	
			その他	1		

産業廃棄物の減量化、有効利用の促進

建設廃材

建設工事や構造物の解体工事などによって発生する建設廃材は、その組成が均一でないことや、安定した量の確保が困難なことなどにより、リサイクルの実用化が難しい。

コンクリート廃材やアスファルト廃材については、昭和50年代後半から民間リサイクルプラントによって再資源化が図られており、平成2年3月現在で、コンクリートリサイクルプラントは33、また、アスファルト同プラントは14がそれぞれ稼働している。県は今後排出量の増加を見越し、平成2年4月から前者で30基、後者で14基の新規設置を図ることにしている。

その他の建設廃材においても有効利用が図られるよう、排出事業者向けの減量化・再資源化の手引書を作成して普及促進を図っている。

また、既に飽和状態にある保管・積換施設の拡充とともに総合的な中間処理施設への転換が図られるよう、技術・資金の両面から支援、指導を行っていく。

最終処分場については、発生量の8割を県外に依存、しかも次第に困難となりつつあることから、県は、公共事業や中小企業から発生する産廃物を埋立処分する広域最終処分場を新たに皆野町に設置することにして、平成3年度から

調査に着手することにした。

この広域処分場は、埋立量129万ト、受入れ廃棄物は、上・下水道汚泥及び安定5品目（廃プラ、金属くず、ゴムくず、ガラス・陶磁器くず、建設廃材）を予定している。

このほか、県は公共関与による第3セクター方式で埋立処分場の確保も検討していくことなどが基本計画の中に折り込んでいる。

まとめ

埼玉県は、地勢上最終処分場の立地が困難な状況にある。一般廃棄物は、一部であるが県営の最終処分場が整備され、その効果を発揮しつつあるが、産業廃棄物については、県外依存度が高い現実性の中で、各県において事前協議制による搬入規制をとりつつあり、極めて厳しい状況にある。こうした状況下において本県においては産業廃棄物の最終処分場の整備が緊急な課題となっている。

建設廃棄物は、建設工事や解体工事に伴って排出されるが、近年の経済の成長に支えられ、その量も増加傾向にある。

また、他の廃棄物に比べ、広域処理が顕著で、不法投棄等不適正処理が目立つため、厚生省は全国統一の指導指針として、平成2年5月「建設廃棄物処理ガイドライン」を示した。

減量化・リサイクルの推進目標

単位：万トン

年 度	発生量 (a)	減量化・リ サイクル量 (b)	b/a %	目標率 % (c)	推進後の量 $a \times c$ (d)	推進量 $d - b$ (e)	個々の事業 者の推進率 e/b %
2	1,532	1,248	81.5	—	—		%
3	1,568	1,274	81.2	81.9	1,284	10	0.8%増
4	1,605	1,300	81.0	82.3	1,321	21	1.6 "
5	1,642	1,326	80.8	82.7	1,358	32	2.4 "
6	1,680	1,353	80.5	83.1	1,396	43	3.2 "
7	1,719	1,379	80.2	83.5	1,435	56	4.0 "
計	8,214	6,632	80.7	82.7	6,794	162	2.4%増

このガイドラインには、元請業者を中心とした管理体制の強化と減量化、再資源化の促進を意図している。

内容的には、建設廃棄物の適正処理のため、建設業界や発注者に対して廃棄物管理強化や減量化、再資源化を促し、処理業者に対しては、処理施設や保管施設の適正化など適正処理の指導を行っている。

要は、緊急かつ不可避の問題となっている廃棄物対策を幅広い国民運動として展開し、廃棄物を減らすような社会のシステムづくりを目指すことが肝要と思われる。

>注<

(1) 「建設廃棄物の処理の手引き」

県環境部環境整備課では、建設工事から生ずる廃棄物の種類や処理方法を詳しくしかも解り易く解説した「建設廃棄物の処理の手引き」を作成し、建設業者向け参考に供している。

(2) 産業廃棄物処理業者団体

下記の団体が建設廃棄物の委託処理に対する相談窓口となっている。

(社)埼玉県産業廃棄物協会(浦和市高砂3-5-7 高砂建物ビル、電話 048-822-3131)



建産連一口メモ

世話役(せわやく)

関係作業についてある程度の技術(能)を有し、専ら指導管理的業務を行うもので、大工世話役、土工世話役などの職種・作業名などを頭に冠して呼ばれることもある。

古くからの呼称で、昔は単に作業上のことだけでなく、部下作業員の個人的生活上の面倒もみて、血の通った人員掌握に努め、文字通り世話役の任を果たしてきた歴史的な名残りといえよう。

主として野工場における下請、班などの労働者集団で、労働者の募集・解雇・作業配置・作業管理・賃金管理・生活管理など一連の事務を統括し、グループによる部分請負を行ってきた。

現在では、近代化の波に乗って、職長、作業長、作業主任者、作業指揮者などの名称のもとに、それぞれの業務内容が法令上規定化され、現場第一線監督者として位置づけられるようになったが、作業を越えた人間管理重視の観点から昔ながらの世話役の呼称が現在も生きて使われ、依然、重層下請の末端グループ請負の中心をなしている場合が多い。

必要とする免許。

職長教育終了者、作業主任者の技能講習の終了者、雇用管理研修の終了者。

同一の系列に含まれるもの。

作業長、棒頭(棒心)。号令、棟梁がある。

改正独占禁止法概説

刑事告発・課徴金が焦点

入札談合をめぐる批判等建設業を取り巻く内外の厳しい情勢に対処するため国は、独占禁止法その他関係法令の改正を行ったが、それら周知を図るため建設業刷新検討委員会が中心となり、全国都道府県ごとに研修会を実施しているが、本県においては、去る9月11日当建産連会館の大ホールで埼玉県建設業協会が主催で開催。講師には公正取引委員会事務局経済部事業団体指導官小久保栄一郎氏を迎え、「改正法令の内容、運用強化の方針等最近の独占禁止法をめぐる諸問題」について約1時間30分の講義が行われた。

改正独占禁止法では、①刑事告発による課徴金の引き上げ②損害賠償制度の導入（違反行為により被害を受けた者に対して無過失損害賠償責任を負わせるもの）など厳しい内容である。このたびの研修会での講述をもとに以下、独占禁止法でいうカルテル（入札談合）、課徴金等のポイントを記述し参考に供することにした。

(W)

独占禁止法の3本柱

独占禁止法（以下独禁法と呼ぶ）では、公正かつ自由な競争の促進を目的に、①不当な取引制限（カルテル）の禁止、②私的独占の禁止、③不公正な取引方法の禁止 — の三つを支柱としている。

カルテルの禁止

独禁法では、事業者が商品やサービスの販売価格や生産数量などを話し合っただけで決めるカルテルを「不当な取引制限」として禁止している。入札談合はカルテルに該当するとしている。

>注< カルテルとは「同一種類の生産に従事する企業が、自由競争を避け市場を独占して利潤の増大を図る目的で、相互の経済的な独立性を保ちつつ行う連合形態」（広辞林出）

カルテルは、①事業者が互いに連絡を取り合っただけで、②本来個々の事業者がそれぞれ自主的に判断して決めるべき事業活動（価格、数量、受注など）を共同して決定し、③市場において有効な競争が行われないような状態をもたらすことである。「共同して」というのは、事業者間

に何らかの合意や了解が成立することを指す。事業者間で情報交換が行われ、互いに歩調を揃える意志で同一行動をとれば、これに当たる。したがって、制裁を伴わない紳士協定はもちろん、明白な協定という形をとらない口頭の約束や暗黙の了解であってもカルテルとみなされる。

また、独禁法では、事業者だけでなく、事業者団体が「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」に対しても次のような禁止規定を設けている。

- ① 事業者団体が国際カルテルに参加すること。
- ② 一定の事業分野における事業者の数を制限すること。
- ③ 団体の構成事業者の機能や活動を不当に制限すること。
- ④ 団体の構成事業者や構成事業者の取引先事業者などに不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

入札談合の態様

- (1) 入札談合に関するこれまでの事件をみる

ると、官公庁や民間企業の発注する商品や役務の入札に関するものと、官公庁や民間企業が発注する工事に関するものなどがある。

(2) 入札談合の態様は様々だが、例えば、発注した官公庁や民間企業別、又は一定の地域における事業者が、①△△研究会等の会合を設け、発注者から指名を受けた場合に、話し合いの方法や受注予定者の決定についての一定のルールをあらかじめ定め、個別の発注の都度このルールに従い受注予定者を決定し、他の指名業者は、この受注予定者が受注できるように協力することを決めるといった方法、②特定の者に受注の配分をまかせる方法などがある。また、受注予定者の決定にあわせて、受注予定価格（入札価格）、受注数量、受注比率等の決定が行われるものも見られる。

(3) 受注予定者の決定についても種々の態様が見られる。例えば、受注活動、工事現場の所在地、過去の実績等により特定の者が優先して落札できるように協定しているもの。輪番制によって受注予定者を決定しているケースなどがある。

(4) 入札談合は、受注予定者決定ルールを決定する等により制限的に行われている場合のほか、個別の入札に際し、事業者間で受注予定者の決定などが行われる場合があるが、このような1回限りの入札についても、話し合いにより受注予定者や受注予定価格を決定することは、独禁法違反である。

(5) 談合金の授受や違反者に対するペナルティが定められていなくとも、受注予定者の決定等が行われれば、独禁法違反となる。また、ある事業者が事業者団体（談合組織）に加入していなくとも、個別の話し合いの都度、事業者団体が行う会合に出席するなど、受注予定者の決定に参加していたと認められる場合には、事業者団体のほかこの事業者も違反となる。

法的措置

カルテルなどの独禁法違反行為に対しては、次のような法的措置がとられる。

(1) 違反行為の排除措置（審決）

違反行為に対しては、審決という行政処分により、次のような排除措置が命ぜられる。

- ① 協定の破棄。
- ② 協定を守るための実効確保手段の破棄、会合の廃止や団体の解散。
- ③ 協定を破棄した旨の周知徹底。
- ④ 将来同様の行為を行わないこと（不作為命令）
- ⑤ 公正取引委員会への①～④について採った措置の報告。

(2) 課徴金の徴収

カルテルが行われた場合には、(1)の排除措置が命ぜられるほか、カルテルを行った事業者や事業者団体の構成事業者に対して、課徴金が課されることになっている。

「課徴金」は、カルテル禁止規定の実効性を確保するために、一定の算式によって計算した額を国庫に納付することを命じる行政上の措置である。また、課徴金は、会社の経理上損金算入することができないことになっている。

(3) 課徴金の引き上げ

平成3年7月1日改正独禁法の施行に伴い、課徴金の水準が大幅に引き上げられた。

入札談合は、前記のとおり受注予定者を決定することによって価格競争を排除するものであり、当然に「対価に係るもの」として課徴金の対象となる。

課徴金は、カルテルの対象となった商品又は役務のカルテル実行期間中の売上額に一定率を乗じて計算される。課徴金算定の基礎となる売上額の計算方法については、政令に定めがあり、建設工事の入札談合の場合は、各参加事業者に対して、カルテル実行期間中（終期から起算して3年を限度）の対象物件の受注契約額とするのが通常であるが、契約額によらず実行期間中の引渡し額の合計を対象売上額とすることもあ

る。したがって、建設業を営む事業者について、実行期間中の入札談合対象物件に係る受注契約額の合計が1億円だとすれば、課徴金の額は大企業で100分の6の600万円（中小企業で100

分の3の300万円)となる。

課徴金の定率

		大企業	中小企業
卸売・小売業以外 (建設業)			
	現行	1.5%	6%
	(製造業)	2.0%	3%
卸売業	現行	0.5%	1%
	現行	1.0%	2%
小売業	現行	1.0%	1%

＜注＞ 中小企業とは、建設業の場合、従業員300人以下又は資本金1億円以下の事業者をいう。なお、算定された課徴金の額が50万円を下回る場合には、課徴金の納付は命じられないことになっている。

(3) 刑事制裁 (公正取引委員会による告発)

カルテルは、犯罪行為として刑罰を受けることがある。カルテルを実際行った者及び法人又は事業団体は、3年以下の懲役、又は500万円以下の罰金に処せられる。

さらに、法人の代表者や事業団体の役員が違反の計画を知り、その防止に必要な措置を採らなかった場合等には、500万円以下の罰金が科せられることになっている。

なお、公正取引委員会では、入札談合、価格カルテル、共同ボイコット等の行為で、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案などについて、積極的に刑事処罰を求めて告発を行うことになっている。

無過失損害賠償責任

改正独禁法には損害賠償制度を導入、カルテルを行った事業者は、それによって被害を受けた者に対して、「無過失損害賠償責任」を負わせることを定めている。

建設業ガイドライン

公正取引委員会は、昭和59年2月「公共工事に係る建設業における事業者団体の諸活動に関する独占禁止法上の指針」(建設業ガイドライン)を定め公表している。

このガイドラインは、独禁法違反行為の未然防止を図るとの観点から、公共工事に係る建設業の諸特性(①単品受注請負型産業であり、②そのほとんどが中小企業であって、競争が激しく、採算性を度外視した安値の受注もあるなど)を勘案して定められたものである。

すなわち、建設業ガイドラインは、競争入札において、一定のルールを定める等により受注予定者又は入札価格が決定されたりすれば、独禁法違反である旨明記した上で、建設業者団体等の情報活動(官公庁工事予算・規模等)、経営指導活動(設計積算・原価計算資料等)等について、実態に即して原則として違反とならない行為を例示している。

したがって、単に建設業ガイドラインに例示された行為のみを行う限りにおいては、独禁法上問題はないが、情報活動を通じて受注予定者の決定等に関する明示又は暗黙の了解がなされる場合はカルテルに当たり違法となるので、特に留意する必要がある。



中堅所得者向け住宅供給の促進事業

——地域特別賃貸住宅制度における土地所有者との連携について——

埼玉県住宅都市部住宅管理課

県は、この9月、埼玉県住宅・宅地供給計画を策定、豊かさを実感できる居住環境の確保、適正な負担による良質な住宅の確保等の施策目標を掲げ、官民協力のもとに推進することになった。このたび同計画の一環「中堅所得者向け住宅供給促進事業」を所管する住宅都市部住宅管理課の協力により、その全容を紹介することにした。(W)

1 背景

近年の地価や建設費の高騰などの影響により住宅価格や家賃が上昇し、低所得者のみならず中堅所得者層においても、適正な負担で良質な住宅を確保することが著しく困難な状況となっている。

一方、県内の住宅建設は、民間の旺盛な建築活動に支えられ県南地域を中心に賃貸住宅の建設戸数が増大したが、一戸当たり平均延床面積の規模は40㎡前後と小さいものが多く、家族向けの住宅は不足している。

このような現状から、低所得者層を対象とした公営住宅の供給だけでなく、中堅所得者層が求める家族向けの住宅を適正な負担で確保できるように、総合的な住宅対策が必要となって来ている。

2 埼玉県住宅・宅地供給計画における位置付

以上のことを背景として、大都市法（大都市地域における住宅及び住宅地の供給に関する特別措置法）に基づき、西暦2000年を目標年次とする埼玉県住宅・宅地供給計画が今年9月に定められた。

その中で、次の4つの目標が掲げられている。

- ① 豊かさを実感できる居住環境の確保
- ② 適正な負担による良質な住宅の確保
- ③ 多様な住宅需要に対応するきめ細かな住宅供給

④ 就業・余暇の場の創出と連携した計画的な住宅供給

また、これらの目標を達成するために、講ずべき施策の方向として、

- 1) 公営、公社、公団等による公共住宅の新規供給と既存住宅の建替の推進
- 2) 中堅所得階層に対する良質な住宅の供給促進
- 3) 高齢対応住宅の供給と居住支援システムの確立
- 4) 都市型集合住宅、省資源・省エネルギーの環境共生住宅等の多様な住宅供給
- 5) 業務機能の集積等と連携した職住近接型の計画的な住宅供給
- 6) 低層木造密集住宅地での住環境整備の推進

の6点が示されている。

中堅所得階層に対する良質な住宅の供給促進としては、特に課題の大きい賃貸住宅の分野において、地価を家賃に反映させない優良な民間賃貸住宅の供給を促進することとしている。

そのためには、土地所有者等が多様な公的融資制度を活用して建設する優良な賃貸住宅について県及び住宅供給公社等が協調し、中堅所得者が適正な負担で入居することができる地域特別賃貸住宅制度の積極的な活用を図ることとしている。

とりわけ、土地所有者から一定期間一括して

借り上げる借上げ公共賃貸住宅の供給を促進することを特に位置付けている。

また、借上げ方式と同様に今年度に新設された定期借地方式による地域特別賃貸住宅制度の活用も有力視されている。

3 借り上げ方式と定期借地権方式による地域特別賃貸住宅の概要

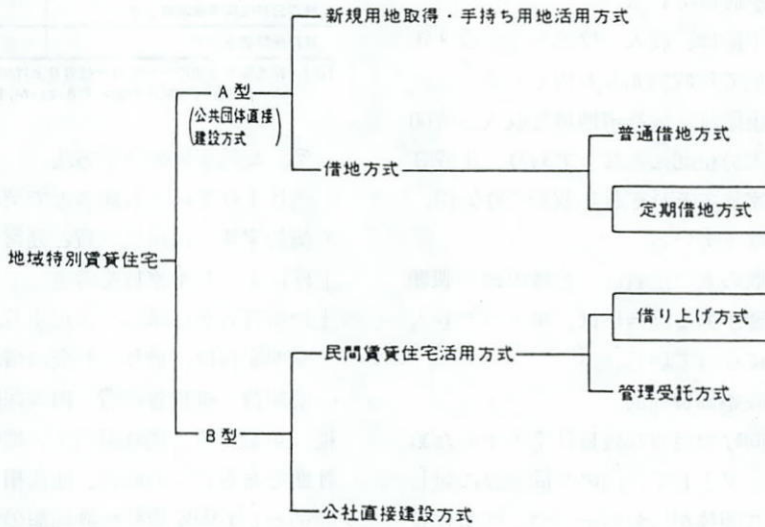
(1) 借り上げ方式の概要

① 基本的しくみ

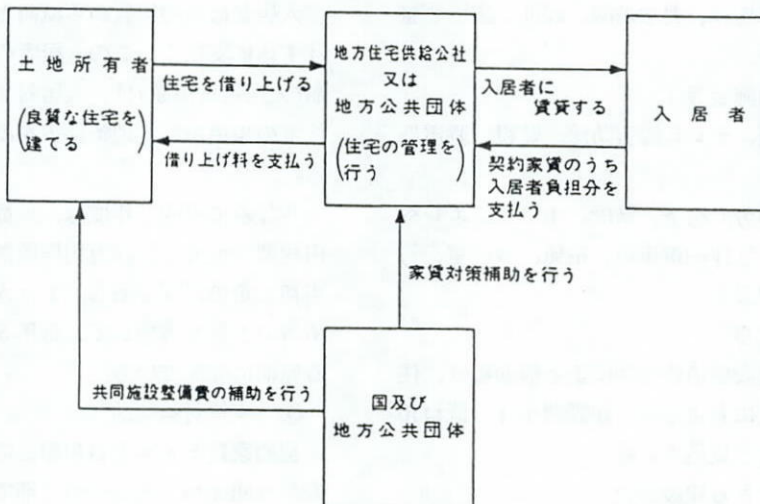
土地利用者に良質な賃貸住宅を建設してもらい、それを地方住宅供給公社や地方公共団体が借り上げ、家賃負担を軽減して中堅所得者に賃貸する。

その場合、国及び地方公共団体は、共同施設整備費補助（建設費の一部補助）及び家賃対策補助（家賃負担軽減分の補てん）を行う。（図表2参照）。

図表— 1 地域特別賃貸住宅の供給方式一覧



図表— 2 借り上げ公共賃貸住宅のしくみ



② 借り上げ期間

原則として20年間借り上げる。

③ 対象とする住宅

新築で、住戸専用部分の面積が50㎡以上120㎡の住宅を借り上げの対象とする。

なお、平成3年度の標準床面積は、住戸専用部分で70.7㎡である。

また、全住戸の借り上げ又は一部分の住戸の借り上げのいずれでもよい。

④ 入居対象者

中堅所得者ファミリー向けの住宅として、一定の収入基準を設けている。

収入基準の下限は、収入分位25%、平成3年度では4人家族で年収約430万円である。

収入基準の上限は、大都市地域で収入分位60%、地方で収入分位40%となっており、平成3年度では4人家族でそれぞれ年収約680万円、約530万円となっている。

なお、若年層の人口定着など地域の政策課題に対応して必要がある場合には、単身者でも入居できることになっている。

⑤ 共同施設整備費補助

ファミリー向けの良質な賃貸住宅とするためのインセンティブとして、次の共同施設に対して国と地方公共団体が三分の一づつ土地所有者に補助する。

(空地等整備)

- 通路、駐車施設、児童遊園、緑地、広場の整備

(建物の共同施設等)

- 消防、避難、テレビ障害防除、監視、避雷施設の整備
- 共同通行部分(廊下、階段、ホール、エレベータ等)、立体的遊歩道、電気、機械室、管理人室の建設
- 特殊基礎工事

この共同施設整備費補助による補助額は、住宅の構造型式にもよるが、建設費全体の概ね10%程度となると見込まれる。

⑥ 利用できる建設資金

基本的には、どのような建設資金を利用する住宅であっても借り上げの対象となる。したがって、共同施設整備費補助とあわせて住宅金融公庫や住宅・都市整備公団の低利資金、農住利子補給制度等が活用できる。(図表3参照)

図表-3 活用できる施策住宅等

	借り上げ方式	管理受託方式
住宅金融公庫土地担保賃貸住宅	○	○
農地所有者等賃貸住宅(農住)	○	○
特定賃貸住宅(特賃)	×(注)	○
民営賃貸用特定賃貸住宅(公団民賃)	○	○
地方公共団体単独助成住宅	○	○
純粋民間資金住宅	○	○

(注) 特定賃貸住宅については一括借り上げが制度上可能となっていないので借り上げ方式の対象とできないが、管理受託方式は適用できる。

⑦ 契約家賃の決定方法

借り上げ主体と入居者として契約を交わす家賃(契約家賃)は市場家賃と経営コスト等の積み上げによる基準家賃を考慮して借り上げ主体と土地所有者が協議して決定する。

基準家賃は、借り入れ金の償還費、自己資金の償却費、維持管理費、損害保険料、固定資産税、空室・貸し倒れ引当金、地代相当額等の合計額である。この場合、地代相当額については、原則として固定資産税評価額の年5%をもって計算することになっている。

⑧ 入居者の家賃負担の軽減措置

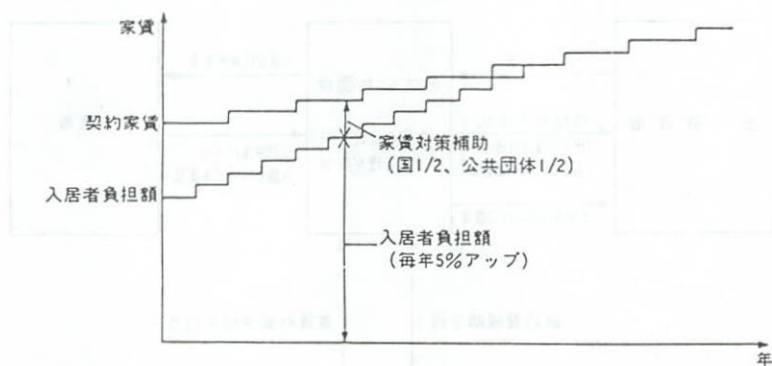
入居者は契約家賃から減額された額を借り上げ主体に支払う。この入居者の実際の家賃負担額(入居者負担額)は、入居対象階層の負担能力、住宅の規模及び立地条件等を勘案して定められる。

ちなみに平成3年度は、大都市地域で8~9万円程度、地方で5~6万円程度が入居者負担額の当初設定の目安である。また入居者負担額は、所得の上昇を考慮して、毎年5%ずつ引き上げる原則になっている。

⑨ 家賃対策補助

契約家賃と入居者負担額との差額は、国と地方公共団体が二分の一づつ補てんする。(8~

図表-4 家賃負担のしくみ



9に記述した家賃負担のしくみについては(図表4参照)。

⑩ 借上料の決定方法

借り上げ主体が土地所有者に支払う住宅の借り上げ料は、契約家賃から管理経費を控除した額をもって決定する。管理経費は、借り上げ主体が行う管理業務の内容に応じて、借り上げ主体と土地所有者が協議して決定する。

⑪ 敷金

敷金は契約家賃の3カ月分とし、借り上げ主体において管理する。

⑫ 住宅の管理

入居者の募集及び選定、賃貸借契約の締結及び更新、家賃、共益費、敷金の収納及び精算、入退居手続等の住宅の管理は、借り上げ主体が行う。ただし、住宅の維持・修繕については、共益費又は入居者の負担によるものは借り上げ主体が行い、それ以外の計画修繕、設備の法定点検等は土地所有者がその負担により行う。なお、計画修繕、設備の法定点検等についても借り上げ主体に業務委託することができる。

⑬ 供給計画

借り上げ方式による公共賃貸住宅の供給は、地方公共団体が策定し、建設大臣の承認を受けた供給計画に従って行わなければならない。したがって、この制度を活用しようとする土地所有者は、賃貸住宅の企画・設計の段階から、地方住宅供給公社又は地方公共団体と十分協議する必要がある。

(2) 定期借地方式の概要

① 基本的しくみ

地方公共団体が、一定期間が経過すれば土地を返還することを約束して借地し、その借地上に良質な賃貸住宅を建設して、家賃負担を軽減のうえ中堅勤労者に賃貸する(図表5参照)。

土地の返還とあわせて賃貸住宅は土地所有者に譲渡される。

② 土地の返還

耐火構造の住宅にあっては25年以上、簡易耐火構造の住宅にあっては20年以上の期間で、地方公共団体と土地所有者が約束した期間を経過した時点で土地を返還する。

③ 賃貸住宅の譲渡

土地返還時に賃貸住宅は土地所有者に譲渡されるが、その取得費用にあてるため、あらかじめ地代収入の一部を地方公共団体に留保しておく。すなわち、土地返還時に、積み立てた留保額と賃貸住宅の簿価が等しくなるようにする。

④ 入居対象者と家賃負担の軽減措置

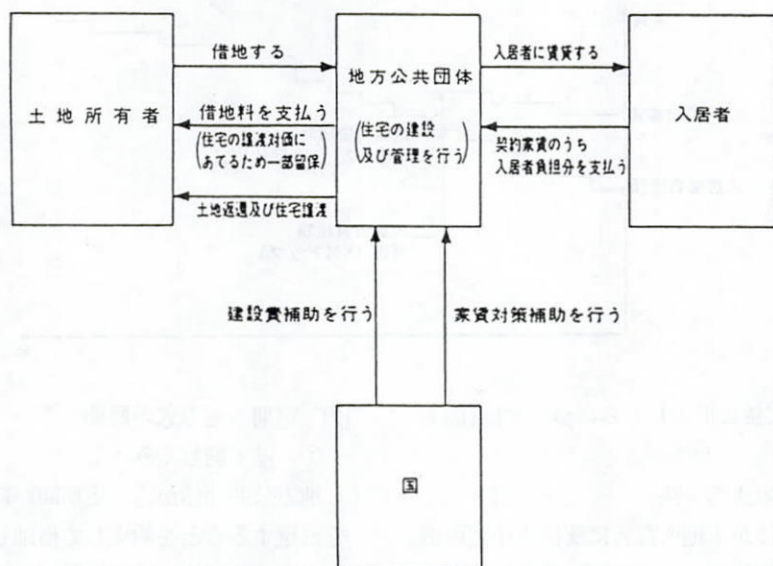
借り上げ方式の場合と同様である。

⑤ 建設費補助と家賃対策補助

国は地方公共団体に対し、賃貸住宅の建設費の三分の一を補助する(ただし、耐火構造の住宅で25年~50年、簡易耐火構造の住宅で20~35年の定期借地方式の場合は、補助対象率を四分の三とする。)

また家賃対策補助については借り上げ方式と同様である。

図表一 5 定期借地方式のしくみ



(3) 高齢者向けの借り上げ公共賃貸住宅について

借り上げ方式により、ファミリー向けのほか、高齢者向けの公共賃貸住宅の供給も推進する。

この場合の住宅規模は、単身世帯向け25㎡以上、夫婦世帯向け29㎡以上で、エレベーター、緊急通報装置等の設備の設置費について国と地方公共団体が三分の二土地所有者に補助する。

入居対象者は公営住宅の収入基準を満たす者で、入居負担額の当時設定の目安は、平成3年度は月額36,000円程度である。なお入居者負担額は、毎年3%ずつ引き上げる原則になっている。

4 借り上げ方式と定期借地権方式の特徴

(1) 土地所有者のメリット

借り上げ方式については、

- ① 公共団体、公社等が原則として20年間にわたって借り上げるので、空家の心配がなく、安定した収入が得られる。
- ② 建設資金の一部に、国や地方公共団体の補助金が交付され、併せて低金利の融資が、利

用できることから資金面で有利である。

- ③ 土地を有効に活用し良質な賃貸住宅を建設することになり、優良な資産形成が図れる。
 - ④ 入居者の募集から管理まで公共団体、公社等が行うので、賃貸住宅経営の煩わしさが少ない。
- 等のメリットがある。

定期借地権方式についても同様のメリットがあるが、借り上げ方式との対比でいえば、借り上げ方式の場合は住宅建設に多額の資金借入れを必要とするが、それに抵抗感のある土地所有者には、定期借地権方式の方が受け入れやすい。もちろん、借入金の利子や建物の償却費が損金算入されることや、建物の評価が借入金をしたまわることにより、所得税あるいは相続税対策としては、借り上げ方式の方が効果が大きいと考えられる。

(2) 活用が期待されるケース

前述の住宅・宅地供給計画において、目標達成のための施策として市街地特種別に次の4つのタイプが示されている。

- ① 工場跡地、国有地等の低・未利用地の有効活用(低・未利用地型)

② 市街化区域内農地における宅地化する農地と生産緑地等として保全する農地の区分に応じた計画的利用（市街化区域内農地型）

③ 老朽木造住宅等既存住宅の建替え（居住地整備促進型）

④ 「予定線引計画開発方式」による良好な住宅市街地の形成（新市街地型）

さらに、これらに類型される地域の中から地域の立地、土地利用の状況からみて計画的な住宅・宅地供給を図るべき地域で、今後10年間に相当量の良質な住宅・宅地の供給が見込まれる概ね5ha以上のまとまりのある地域を「重点供給地域」として位置付けている。

具体的には、大都市地域の73市町村中67市町村の314か所、地域面積14,395haを指定している。

また、重点供給地域以外に居住地整備促進型に類型される地域で、当面10年間の事業は未確定であるが改善の必要性の高い地域を、「重点誘導地域」として、37か所、地域面積1,203haの指定を行っている。

これらの重点供給地域や重点誘導地域、とりわけ既成市街地域内の交通至便地な重点供給地

域で、地域特別賃貸住宅制度の活用が期待される。

本県での地域特別賃貸住宅制度の活用例には、老朽住宅地の建替えに際し、「住み続けられるまちづくり」を基本理念に再開発と地域特賃B型（管理住宅方式）を合併施行した上尾市の「コープ愛宕（写真）」や「オクタビアヒル」等がある。

5 おわりに

埼玉県では、今後、土地所有者の方に対し賃貸住宅建設助成制度の啓発活動を充実するとともに、その支援体制の整備を図り、土地所有者の方による良質で低廉な中堅勤労者向け賃貸住宅の供給を促進することとしている。

今年度は、土地所有者、県内民間企業等の方々に対する啓発活動に取組む。

具体的には、土地所有者の方が良質な賃貸住宅を建設される際の支援制度を紹介するパンフレットを作成し、その説明会等を実施する予定である。

今後とも関係機関のご協力をお願いする所である。



埼玉県上尾市
地域特別賃貸住宅コープ愛宕

参考・引用文献

① 「埼玉県住宅・宅地供給計画」埼玉県、平成3年9月策定。

② 「民間活用型公共賃貸住宅」水流潤太郎著、住

宅、平成3年7月号、(財)日本住宅協会発行

③ 「借り上げ公共賃貸住宅のご案内」建設省住宅局

④ 「人・街 WITH 埼玉」(財)埼玉総合研究機構

『人間の豊かさと安らぎ、そして 生きがいのある都市』をめぐって



志木市長 細田 喜八郎

○はじめに

本市は、都心から25km圏内にあって、埼玉県の東南部に位置し、人口63,378人(平成3年4月1日現在)面積9.07km²の小さなまちであります。古くは新河岸川の舟運を中心に商業都市として発展し、今なお市内には古くからの商業地の面影を残しております。

昭和40年代に入ると急速に都市化が進み、以前の商業都市の性格に加え首都近郊の住宅都市としての性格が強まり、都市機能の充実した快適な生活環境の整備に努めてまいりました。

昭和60年以降は、急速な人口増加がおさまり市民の定住意識が強まることによって、今後は商業機能を兼ね備えた住宅都市としての成熟期を迎え、昭和61年に「第二次総合振興計画」を策定し、21世紀を展望したまちづくりを展開しております。



志木ニュータウン

☆将来像

『人間の豊かさと安らぎ、そして
生きがいのある都市』をめぐって
市民一人一人が精神的な豊かさが得られ、生

活にゆとりをもてる、だれもが住んでよかったと思えるまちをめざして定めたものであります。

○都市基盤の整備・充実

本市がますます都市としての機能性・利便性・快適性を高めていくためには、都市機能の整備・充実が必要であります。特に現在推進している志木駅東口開発事業は、本市の業務的商業機能の向上を目指すだけでなく、本市の顔となるべき重要な役割を担っております。

また、快適な居住空間の整備を目的とした区画整理事業の早期実現に努めるとともに、道路交通網や公共下水道事業の推進などにより、市全体の体系的かつ総合的な都市基盤の整備を推進しております。

○うるおいのある生活空間づくり

21世紀を迎えるにあたり、今後は都市機能の整備や都市基盤づくりだけでなく、さらに市民生活に安らぎを与える、うるおいのある都市景観づくりが必要です。

そのため都市下水路である東中央幹線には、蓋掛をし、上部に子どもたちが水遊びができる



「せせらぎの小径」完成予想図

よう「せせらぎ」水路を配し、植栽等による遊歩道を随所に設けるなど市民に憩いの場、安らぎの場を与える小径の整備を進めております。また、新河岸川沿いには、大規模な親水公園の建設計画が進行中であり、さらに、蔵屋敷などが残る古い街並みの保全、生け垣など身近な緑化の推進に取り組むなど、うるおいと安らぎをもてるまちづくりに取り組んでおります。

○高度情報化社会への対応

近年のめまぐるしい技術進歩を背景として多様な情報手段が開発され、実用に移されつつあります。

このような高度情報化社会の進展に注目し、その成果を積極的に取り入れるなど質の高い行政サービスの実現を図っております。

本市においては、市民と行政を結ぶコミュニティー媒体として、都市型CATVを導入し、映像による情報伝達によって地域に密着した話題や行政の情報をより速く、生き生きとした形で伝達するとともに、災害時などの利用を検討するなど、住みよいまちづくりのために活用しております。

○市民文化の形成

長い歴史のなかで築き上げられた多くの地域・文化遺産の保全に努めるとともに、市民の手による積極的な文化の形成を推進しております。

○健康で安全なまちづくり

健康で安らぎのある生活を送れることは、す

べての市民の願いであります。

そのため市民一人ひとりが自ら健康を保持し、増進するための地域ぐるみの健康運動の推進や保健医療サービスを効果的に提供する総合的な保健医療システムの確立を図るとともに、すべての市民が安心して生活を送れるように、防災や交通安全などの施策を積極的に展開することによって、安全な地域社会の確立を図るべく諸施策を推進しております。

○市民参加のまちづくり

市民が精神的な充足を得られる生活を送るためには、市民自身がまちづくりのために積極的な参加を促進することが不可欠であります。

急速な都市化が進んだ本市では、人間関係が希薄化しつつあり、地域連帯のための市民相互間のコミュニケーションが必要とされております。

そのため、「市民とともにつくる明日の志木市」を基本姿勢に、市民と行政がともに手を携えて新しいまちづくりを実現すべく取り組んでおります。

その実践実例として、昨年迎えた市制20周年を契機に、市民の企画・立案による手づくりの記念事業を実施するなど、市民が自らの手で新しいまちづくりに取り組む意欲的な活動が展開され、21世紀には真に「市民参加」の実現した素晴らしいまち、「志木市」が形成されるものと確信しております。



『緑に囲まれた健康な文化都市』 の建設をめざして



北本市長 新井 馨

“2001年北本市は”

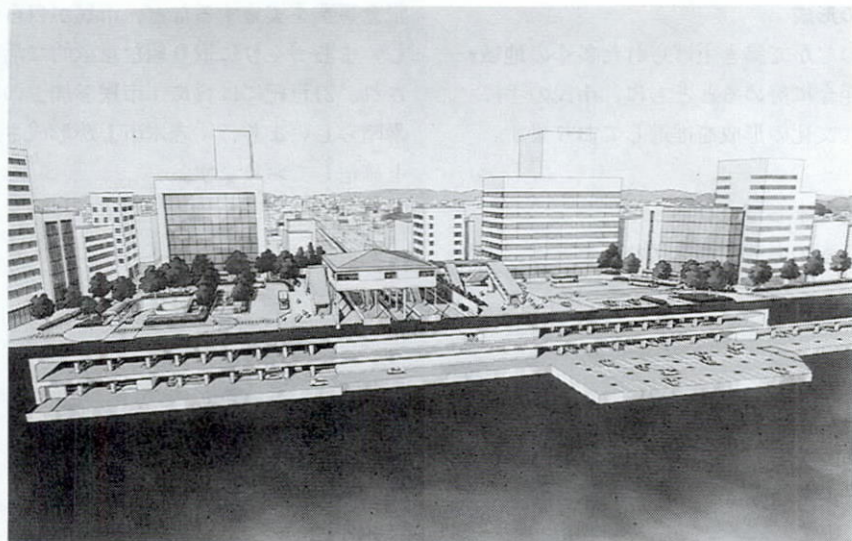
今年(2001年)は、北本市も市制施行30周年を迎えた。この10年ずいぶん北本も変わったものだ。10年前(平成3年)北本市は都市基盤整備の遅れに頭をかかえていた。また駅前商店街の商業振興にも悩んでいた。

それでも市制施行20周年記念事業として色々な企画をし、せいっぱいPRをした。6月には総工費30億円以上をかけた全館冷暖房完備の体育センターが完成し、NHKのど自慢が行われた。10月には大相撲北本場所も行った。今では人気の大横綱若花田・貴花田兄弟も当時は関

脇くらいであったが、たしかに北本に来て体育センターで相撲をとった。

最近完成した久保土地区画整理事業はそのころ始まったのだ。それまでも駅東口土地区画整理事業など数か所で苦勞しながら面整備を進めていたが、この久保地区が火付け役となって面整備は本格化したのだ。それから下石戸・下原・中丸・台原と次々に面整備に着手し、この南部地域には永年の願望であった新駅設置も急務である。

また、駅東口の中央通線も区画整理と再開発



北本駅東西駐輪・駐車場整備計画図

を組み合わせながら整備も終りに近く、商店街も活気を取りもどした。これが完成したらさらに拡大して140 haほどの面整備を行いたいものだ。それと同時に、駅周辺の駐車場問題解決のため、駅広地下を利用する駅東西駐輪駐車場にも着手しよう。10年前には構想にすぎなかったが、今は実施計画の段階だ。

現在この北本市に最大のインパクトを与える事業が進行中である。上尾道路と首都圏中央連絡自動車道の建設である。上尾道路は一般国道17号のバイパスとして、市の西部を通過する幅員57mの道路である。この道路には高速埼玉中央道路が高架式で乗り、首都高速5号線と接続するのである。

この上尾道路は、事業化される前から沿線地域土地利用計画が検討され、今までの道路の様に沿線地域の無秩序な土地利用がなされることなく、これからの新しい道路の見本となるであろう。

首都圏中央連絡自動車道は、市の南部を通過する道路で、首都圏40~50km付長に計画された自動車専用の環状道路である。

この2本の道路の交点に当る桶川市・北本市は、今後学園都市をめざすとともに、流通産業・研究開発産業・先端技術産業の立地が増えるだろう。

こう述べていくと開発の波ばかりで自然への配慮に欠けている様に見えるが、そうではない。北本市は生涯学習のまちとして「1人1学習・

1スポーツ・1奉仕」をスローガンに緑に囲まれた健康な文化都市をめざしてまちづくりを行ってきたのである。10年前、JR高崎線沿いに残る唯一の雑木林を後世に残そうと、北本中央緑地を都市計画決定した。JRの両側20mずつを緑地として残し、これをつなげてその中に遊歩道をつくったもので、住環境面でも、又、JR側からの景観面でも成功を納めたもので、本市の誇れるものの1つである。

自然と言えば、北本自然観察公園がある。広さは32.9 haで埼玉県の公園では初めての試みとして、自然をそのままに近い形で残し、野鳥、昆虫、植物などを観察してもらおうというものである。自然とのふれあいが遠のいた現代においては、本当に貴重な公園である。

本市の誇るもう1つの公園に北本総合公園がある。本格的な野球場をはじめ、テニスコート8面、多目的広場、親水広場等が備わった10.6 haの当公園は平成7年度に完成した。すぐ目の前にある体育センターと合せて、この付近はスポーツゾーンとして市民に親しまれている。

さてもうすぐ11月3日、北本市制施行30周年記念事業として建設されている新庁舎の落成式が待ち望まれる。

——これは現在進行中もしくは計画中の事業をもとに、10年後を想定したものです。実現に向けて全力をつくしたいと思っております。



事業報告

— 研修会開催 —

活力と魅力ある建設産業として発展するための 「生産システム合理化指針」

講師／建設省建設経済局・荒井俊行 構造改善対策官

当建産連は、9月27日午後2時から建産連会館センター大ホールにおいて生産システム合理化指針研修会を開催した。この研修会は当建産連経営合理化委員会事業の一環として開いたもので、講師には建設省建設経済局構造改善対策官・荒井俊行氏を迎え、建設省が本年3月策定の「建設産業における生産システム合理化指針」の狙いどころを約1時間30分の講義を受けた。受講者約60名が熱心に聴講した。講師は冒頭、同指針策定の背景から解きほぐし、今日様変わりしつつある建設業の仕組み、問われる生産性向上への方途等を解り易く解説、「活力と魅力にあふれた建設産業」を目指し、この指針の活用を促した。(W)

開会の冒頭、島村経営合理化委員長の「本日の研修会が実り多きものであることを期待する」という趣旨の挨拶に続いて開講。

はじめに講師は、本指針策定の経緯とその背景について、次のごとく述べた。

指針策定の経緯

建設省は、平成元年3月の中央建設業審議会の第3次答申を踏まえ、まず「構造改善推進プログラム」を策定、行政の支援が必要なものについて、事業の緊急性、重要性の観点から平成元年度から3ヶ年間に重点的に実施すべき事業を選定し、その実施に取り組んできた。このプログラムにおいては「足腰の強い建設産業」を目指すと同時に「魅力にあふれた建設産業」として育成するため、①不良不適格業者の排除、②建設生産システムにおける新しいルールの確立、③生産性の向上、④若年建設従事者の確保——の4つの課題を設定し、それぞれ施策を展開したが、そのうち、②の課題が本指針の策定によって一応の方向づけを終った。

この指針は、従来の「元請・下請関係合理化指導要綱」のいわば改訂版でもある。

その骨子は、建設生産活動における機能を総合的管理監督機能と直接施工機能との2つに大

別、前者を「総合工事業者」、後者を「専門工事業者」と位置づけ、各々が担う機能に応じた役割と責任を果すべきものとして、次の6つの柱で構成されている。

1. 総合工事業者の役割と責任
2. 専門工事業者の役割と責任
3. 適正な契約の締結
4. 適正な施工体制の確立
5. 建設労働者の雇用条件等の改善
6. 遵守のための体制づくり

策定の背景

内容的には、本来建設業が生産行為を行う中で当然行われるべき事柄を体系的にまとめ、実践への方途を示したもので、今更の感がなくはない。しかし、この指針策定の背景には、当然あるべき姿がこれまで実行されていなかったことから、新しく成文化されたものにはほかならないともいえるとしたうえ、さらに講師は、問題として問い直すに至った背景を、過去4～5年間において元請・下請の間でどのような変化が生じているかの実態を各指標によって明らかにしている。

- (1) 下請比率が上昇（平成元年度売上高で占める割合は、土木43.3%、建築72.6%、平均

58.8%増)

(2) 2次以下の下請(重層下請)の伸び率(59年度比3.3%増)——別表参照。

上記の如く、従来補助的役割にあった下請が、60年代から主役の形体へと変った。

かくて、今日の建設業界は下請が元請を選ぶ時代になった。

その要因は種々考えられるが、①元請が人的要員の確保難から経営戦略の一環として下請強化策「分営方式」を採るようになった。②若年技術者の入職の減少(充足率4~5%)などをあげている。

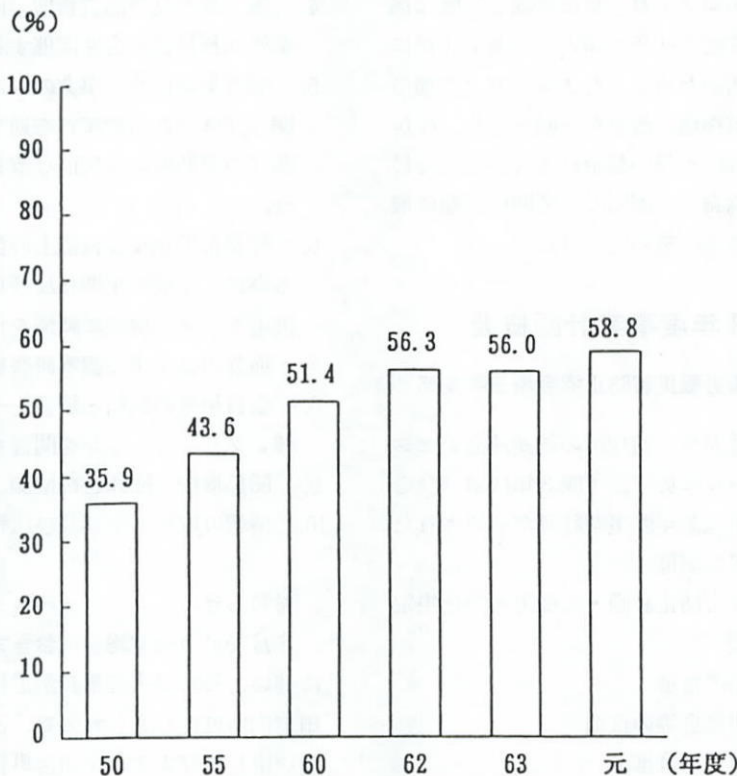
こうした時代的傾向が将来とも続くことが考

えられる。建設業にとって労働力の減少は衰退を余儀なくされよう。これは社会的にも大問題である。

いずれにしても、多業種の結合によって生産行為を行う建設業には、効率的な生産システムを形成する上で、それぞれの役割分担と責任体制の確立はもとより、本指針に掲げた事項の実践こそが構造改善を進める上業界に課せられた緊急かつ最大の課題であると。

注 建設業における生産システム合理化指針についての詳細は、本誌48号(3年4月15日付)掲載済につき参照されたい。

グラフ 1 元請完工高に対する下請比率



- ・元請完成工事高に対する下請完成工事高の比率は年々上昇している。
- ・専門工事業の重要性は、明らかに高まっている。

会員団体 平成3年度事業計画概要(続)

平成3年度事業計画概要

(社) 埼玉県造園業協会

平成3年度の事業概要は去る7月15日の総会において決定された。

その概要は、1. 造園工事業の近代化の推進、2. 都市公園の整備、都市緑化普及事業、3. 造園事業の拡大、造園工事の一括発注、造園材料実勢価格の採用、4. 造園技術及び資質の向上に関する事業、5. 情報の収集及び調査研究、6. 国家試験受験に対する協力、7. 機関誌の発行、8. 厚生に関する事業、9. 表彰、10. 関係業界、関係団体との連携強化、11. 受託事業の実施等11項目に亘る事業が組込まれ、特に平成3年度は都市公園等、第5次5ヶ年計画の初年度で「真に豊かな国民生活のために」をスローガンに都市基盤整備と都市環境の改善が主眼とされ、なかでも都市公園等の整備が急がれるなかで、会員相互の連絡、協調を一層密にして関係問題に取り組み、事業の推進に努めて参りたい。

平成3年度事業計画概要

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

平成3年5月24日、浦和市の建産連会館センター3階大ホールに於て、平成3年代議員会を開催し、下記平成3年度事業計画が承認された。

1. 諸会議等の開催
2. 法令・災害防止計画・労働災害防止規定の周知徹底
3. 広報活動の推進
4. 教育・研修会等の推進
5. 現場指導等の推進
6. 定期健康診断の実施
7. 表彰
8. 建防災加入証明書の発行
9. 支部組織の整備充実
10. 関係法令改正に対応した事業

平成3年度事業計画

埼玉県内装仕上工事業協同組合

当組合は8月29日ソニックシティにおいて平成3年度通常総会を開催し、第15期事業計画を次の通り承認した。

事業計画

1. 若年技能士養成を目的とする教育研修会技能向上訓練及び施工講習会を開催する。
2. 内装仕上施工(天井ボード仕上工事作業、鋼製下地工事作業)の技能検定の推進に実技実施団体として協力する。
3. 内装工事業における労働条件及び職場環境の改善の為の研究会を開催する。
4. 施工管理及び品質管理の向上を図る為の営業幹部社員研修会を開催する。
5. 建設業構造改善事業の推進を図る為、上部関係団体である建産連を通じて、元請・下請関係の諸問題の合理的な改善協議の建議を行う。
6. 経営合理化及び技能士の合理的活用をはかる為に、工期の平準化及び現場での週休制の推進を、関係機関に陳情を行う。
7. 海外内装工事の視察研修旅行を計画する。
8. 会員相互の団結と協調を一層深める為に各種レクリエーションを開催する。
9. 関係機関、団体との協調、連携強化。
10. 情報の収集、伝達及び広報活動の推進。

お知らせ

8月29日の通常総会におきまして、任期満了に伴い、長本昌夫理事長が退任し新理事長に石田信向が就任しましたので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。又組合事務所も9月4日より下記に移転いたしましたので合わせてよろしくお願ひ致します。

記

新事務所 〒350 川越市今成町 492-2
(株)東和 内

TEL 0492-45-1771

FAX 0492-46-0999

平成3年度事業実施計画

(平成3年6月1日より平成4年5月31日まで)

埼玉県コンクリート製品協同組合

金利や物価の動向等経済の先行きに不透明感
は否定出来ないが、我々業界は公共事業の拡大
や民間設備投資の堅調によって、順調に推移す
るものと思われる。

しかしながら、高齢化、人手不足による生産
減、労働時間の短縮、週休の確保等による人件
費の上昇、原材料の値上り傾向、運搬費の高騰
は益々厳しさを増している状況である。

これに対処するため、当組合は組合員相互間
の連絡協調体制を、より一層強固なものとし、
組合事業の健全な発展を目指し、各社の体質強
化に寄与するよう次の事業を重点項目として実
施する。

- (1) 共同受注販売の拡大と充実
新たに6月1日より7品目を追加
- (2) 分業化の積極的推進
- (3) 新製品の開発

平成3年度事業計画概要

埼玉県下水道施設維持管理協会

6月17日、那須高原の山楽において、通常総
会を開催して、下記の通り平成3年度事業計画
を決定した。

1. 各会員の優秀社員推せん調査について
2. 県下水道課、下水道公社に対する陳情に
ついて
 - (1) 週休2日制の対応について、契約にあ
たり配慮されたい。
 - (2) 労働者不足、民間賃金などとの均衡を
ご考慮いただき、積算単価の適正化につ
いて
 - (3) 研修会の開催について

本年度の役員

会長 沢田 広、副会長 矢沢研二

事務局担当 沢田哲郎

平成3年度事業計画

埼玉県設備設計協会

当協会は、6月24日浦和市岸町のさいたま共
済会館において第13回通常総会を開催し、下記
の平成3年度事業計画を可決承認した。

事業計画

1. 建築設備技術を通じ地域社会の公益に寄与
するための諸事業を行う。
2. 建築設備関連部門の社会的地位の向上を計
る。
3. 建築設備関連団体との友好関係を確立せし
める。
4. 協会法人化を図る。
5. 建築設備設計他の官公庁による分離発注を
促進するための資料収集及び諸活動を行う。
6. 建築設備技術の研修会の企画開催する。
7. 日本設備設計事務所協会連合会の発展に努
める。
8. 協会正会員、賛助会員相互の親睦交流を促
進するための方策を研究実施する。
9. 協会会誌発行
10. 協会会員、賛助会員の充実を計る。

平成3年度事業計画概要

埼玉県環境安全施設協会

本年度は、第5次交通安全施設等整備事業5
カ年計画の初年度でもあり、人々の交通災害か
ら防衛、各種施設の保全・施設内外の危険を防
止し、もって公共の福祉等に寄与するため次の
事業を推進する。

1. 経営合理化事業
 - (1) 道路懇談会の開催
2. 調査研究事業
 - (1) 標識・路面標示・照明灯・信号装置・

- 防護柵・防球ネット等の調査研究、提言
3. 広報教育事業
- (1) 道の日フェア 交通安全フェアへの協賛
 - (2) 全国道路標識週間での道路愛護キャンペーンの実施
 - (3) 道路の適正使用の啓蒙
 - (4) 技術者養成及び資格取得の推進
 - (5) 工事種別統一教本の作成
 - (6) 技術研修会並びにチャリティ事業の開催
 - (7) 機関紙の発行

4. 労働安全事業
 - (1) 労働安全衛生大会の開催
 - (2) 労働安全標語の募集
 - (3) 合同安全パトロールの実施
5. 交通安全啓発事業
 - (1) 春・夏・秋の交通安全運動への協賛
 - (2) 交通安全教育事業への協賛
6. その他
 - (1) (社)埼玉県建設産業団体連合会の事業運営に協力
 - (2) (社)全国道路標識標示業協会の事業運営に協力

定期刊行物

月刊

建設物価

●積算・調達・労務・管理担当者の必携資料

資材の調達・購入・審査や、工事の積算・施工・予定価格の算定などに欠くことのできない有益な資料として、各官公庁はもとより建設業界、民間企業において最も信頼をうけ、広く購読利用されています。

■B5判/約840頁 定価3,300円/〒別
※年間購読料33,360円/〒共
(臨時増刊号年2回・ニュース速報月3回サービス)

月刊

建設統計月報

●建設市場の動きをすばやくキャッチ

建設省の編集による月報で、調査統計の結果を取りまとめた唯一の公表資料です。

建設関連統計、統計解説、建設経済分析研究報告などの記事も掲載。官公庁の行政、民間の事業経営の実務の重責を担う方々に必須の資料。

■B5判/約220頁 定価980円/〒別
※年間購読料11,100円/〒共

専門図書

※定価はすべて税込みです。

平成3年度版

建設省土木工事積算基準

■B5判/690頁 ●定価6,700円/送料450円

平成3年度版

土木工事積算基準マニュアル

■B5判/900頁 ●定価8,300円/送料500円

改訂28版

建設工事標準歩掛

■B5判/1,050頁 ●定価9,900円/送料600円

平成3年度版

土木工事積算標準単価

■B5判/600頁 ●定価4,800円/送料350円

好評発売中

土木施工の実際と解説

■A4判/350頁 ●定価8,800円/送料500円

好評発売中

土木新工法の積算実例

■B5判/900頁 ●定価18,000円/送料600円

改訂3版

土地改良工事の積算と施工

■B5判/570頁 ●定価4,700円/送料400円

●お申し込み・お問い合わせは下記へ●

財団法人 建設物価調査会

〒103 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 (フジスタービル)
電話 (03) 3663-8761代 郵便振替 東京1-71833

理事会・委員会報告

理 事 会



7月17日、建産連会館1階特別会議室において理事会を開催し、①委員会委員構成②会費負担額の一部改正③当面の事業——を主題に関連周知事項に関する説明を行った。

議事の前に斎藤会長は、内外の動き等取巻く諸情勢を述べたあと、当建産連が抱える当面の活動として若年者等入職促進対策の推進、課題である生産システム合理化対策への取組みをあげて協力を要請、引続いて議事を進めた。

まず、議題に掲げた委員会委員構成については、去る6月3日の通常総会後に生じた会員団体長の異動、会員団体の組織換え等により一部の委員会構成員が異動する事態に伴う新構成員表を提示し、その同意を求めた上、この新体制で委員会を推進していくことが了承された。

次の会費負担額の一部改正の件は、6月末構成会員である埼玉県道路標識標示業協会と埼玉県外構施設業協会の2団体が合併、新たに埼玉県環境安全施設協会として発足したことに伴う会費額の変更による平成3年度収入予算の更正等について説明、了解を求めた。

次の当面の事業の推進の件は、①先に建設省が策定し提示の「建設産業における生産システム合理化指針」の周知徹底を図るための講習会、研修会の開催及びその具体的取り組みとして、総合工事業者と専門工事業者による協議会の設

置。②各種委員会の開催と平成3年度事業の推進——いずれも日程等は事務局に一任の上実施に移すことを了承し、所定の議事を終る。

引き続き関係機関より受けた次の事項について説明を行い周知を図った。

(1) 「さいたまシルバーハウジングフェア'91」の開催について(県)

県が立県120年記念事業の一環として計画したもので、期間内(11月14~17日)にモデル住宅の展示、住宅相談会の実施、住宅設備展の開催など。

(2) 公共工事における入札制度の合理化対策について(建設省)

的確な予定価格の設定、入札辞退の自由化——など、一連の合理化対策で、都道府県、市町村に対しても対応を促したものの。

(3) 下請代金支払状況等実態調査について(建設省)

下請契約、代金支払状況等建設省が最近行った実態調査の結果である。

(4) 第4次建設雇用改善計画の策定及び実施について(労働省)

慢性化している労働者不足対策の指針として策定、その活用を促したものの。

(5) 建設産業における生産システム合理化指針のポイントについて(建設省)

(6) その他

イ. 埼玉建産連会館センター棟雨漏修繕工事について

実施については、所管庁の了解の下に現在詳細設計を進めており、年内着工を予定。

ロ. 建産連会館ロビーに掲示の団体案内表示板の一部訂正とわかり易く表示換えしたこと。

ハ. 建産連借上げ専用駐車場(会館南側)利用上の留意点について(本誌前号(第49号)告知板所載済)。

広報委員会



8月22日正午から建産連会館1階特別会議室で広報委員会を開催、①建産連ニュース第49号の内容評価②同第50号発行に伴う編集方針③「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクールの実施——を議題にした。

はじめに松本孔志副会長（埼玉県造園業協会会長）を新たに委員長として迎えることを了承して議事を進めた。

まず、建産連ニュース第49号（7月15日付発行）の内容評価については、内容面で当初案と一部変更のあったことを述べ了解を求め、内容等意見を求めたが、特に問題点等の指摘はなかった。

次の同50号の発行に関しては、編集内容項目を列記の編集案を提示、主な項目に関し主旨説明を行ったうえ、意見を求めたが、特別意見要望はなく、提示案をもとに10月15日発行をメドに作業を進めるとして了承された。

次のポスター・絵画コンクール実施の件については、画材用紙で従来B3判としたが、このほかB4判でも可とすることに改め、応募を低学年にまで拡大し、既に対象1,239校に依頼した旨報告、さらに応募は9月30日締切り、10月中旬の審査等のスケジュールを説明した。

また、平成4年カレンダーは、前年同様のスタイルで作成することをも含め了承を得た。次の委員会は10月29日開くことを決めて散会。

経営合理化委員会



8月22日午後2時から建産連会館1階特別会議室において経営合理化委員会を開催し、平成3年度事業計画を主題に協議した。

はじめに島村委員長は、本年度に入って会員団体長等の異動により本委員会構成員の異動もあって空席となっていた副委員長の選任を諮り、自ら柿沼国治委員（埼玉県測量設計業協会会長）を推し、全員の同意を得て就任を決め、議事を進めた。

平成3年度事業計画については、まず、事務局提示の①「建設産業における生産システム合理化指針」の周知②「建設生産システム合理化推進地方協議会」の設置の二つを協議した。

前者は、先に建設省が策定した建設業構造改善プログラムに示した元・下請関係合理化指導要綱の改訂版で、実践的方策を示したもので、その対応はいわば業界の宿題である。

本委員会としては、まずその指針の周知を図ることが対応の初段階であるとして、その説明会の開催を挙げた。

これについては異論なく、早目に開催の日程、方法を決め実施に移すことを了承、作業を事務局に一任した。

次の「建設生産システム合理化推進地方協議会」の設置の件は、前述の「指針」の普及に関し先導的役割を持つものとして、中央、地方にその設置を促されているものである。

当建産連としては、去る8月5日全国建産連が策定した“設置モデル”を標本に「埼玉県建

設生産システム合理化推進協議会設置要綱」(案)を作成、本席に提示し、その検討を委ねた。

同要綱案を逐条的に検討を行った結果、大筋はよいとしたが、ただ構成員(委員)の選任、つまり各部門の人選で可否意見を交わしたが決定に至らず、今後出た意見を総合的に勘案、その決定を正・副委員長らに一任することに合意した。

なお、この協議会の目的は、本システムを確立するため①適正な契約関係の形成のためのルールづくり②雇用、労働条件等改善へ向けたルールづくり③技術・技能の向上に係る役割分担に係るルールづくり — などであり、本県協議会の発足を年内をメドにしている。

その他の事業については、過去の実績を踏まえ、適宜実施することに合意して散会した。

総務委員会



8月23日、建産連会館1階特別会議室において総務委員会を開催し、平成3年度における委員会活動について協議した。

はじめに安藤委員長は、この委員会事項となっている県等に対する陳情活動は、毎年内容的に変わりばえがないとの見方もあるが、回を重ねて要望していくことに意義がある — との考えを述べ、積極的な対応姿勢を表明し、実施に移す考えを明かにした。

実施に当たっては、過去両3年行ってきた経緯に基づき、本年も各会員団体から要望事項等

を提起の形で提出願い、これを内容的に取纏めの上、年内に関係筋に陳情し要望していくことが同意された。

各団体における要望事項の提出期限を10月15日とし、その取纏めは事務局に一任した。

次に掲げた「自民党県議団建設部会との意見交換会」開催については、同県議団より申し出のあったことから前向きに対応する考えのもとに、事務局が予め準備した当日行うべき意見交換事項8項目の提案を検討、その結果、一部修正意見を入れ成案することを了承、出席会員団体の選定及び開催日程について事務局に一任することにした。

研修指導委員会



8月26日正午から建産連会館1階特別会議室において研修指導委員会(滝沢豊委員長)を開催し、平成3年度事業計画について協議した。

はじめに事務局でまとめた過去の実績(実施項目一覧表)を提示しその実施経過について説明の上、本年度活動として取り組むべきかで意見交換を行った。

まず、講演会については過去の実施事例から政治、外交、経済問題をテーマとした時局講演会ないし経済講演会、その他経営、技術、処世などを対象にした講演会に大別し、年度内2~3回開くことにして講師選びを行った。結果的に著名講師5~6名に絞り、その選定及び折渉を事務局に一任、また、施設等の見学会につい

ては、今後正・副委員長に一任、日程等の取り決めについては事務局に委ねることに合意して散会した。

労務資材委員会



8月27日正午から建産連会館1階特別会議室において労務資材委員会（岡村喜一委員長）を開催し、平成3年度事業計画について協議した。

はじめに事務局が用意した関東地方建設局まとめの「公共工事週休2日制モデル工事施工結果」と建設省建設経済局まとめの「公共事業労務費調査に係る建設労働者年齢分析」を参考提示、その内容説明を行ったあと、当委員会のこれまでの事業実施事例表を示して本年度の対応について協議を要請した。

なお、協議を前に、河田委員（埼玉県環境安全施設協会）から企業の人材確保難打開策として提起の新3K（休日、給料、環境）への対応（事例出所、宇都宮工業団地立地企業「椅子のコトブキ」、企業のイメージアップ策（同、京都市「MKタクシー」）の2つの対応事例が提出され、同氏によって具体的説明に加え、企業の取り組みについて提言があり関心を呼んだ。

特に前者の基本的な考え方としていることは、人材確保のために費消する経費、大学卒1人当たりの募集費用を800万～1,000万円と試算、この高額な投資を反省、むしろこの投資額を現有従業員の待遇改善に向けた方が得策ではないか——と問題提起したうえで前記の新3Kの推

進を提唱したものである。

以上の資料、参考提言をもとに種々の論議を重ねた結果、当委員会当面の取り組みとして、
①労働問題を主軸に研究する講演会の開催
②「時短」への対応をテーマとする研修会の開催の2つに絞り、まず、講師の選定、次いで開催の日程等を事務局に委ね、出来得れば年内実施に向け努力を願うことにし、次回11月22日開催を決め散会した。



告知板

県平成3年度9月補正予算の概況

県は9月18日、平成3年度補正予算(案)を発表した。それによると、一般会計補正合計額は179億6,020万1千円、これにより年度予算の合計は1兆3,408億220万1千円となる。

また、特別会計では、流域下水道事業ほか4会計で合計42億7,806万7千円の追加である。

今回の補正に伴う直接関連性の事業費予算は、次のとおりである。

[住宅都市部所管]

▽街路の整備=26億9,500万円(新都心事業関係)、▽土地区画整理の促進=5億3,121万3千円(市町・組合施行関連)、▽加須はなさき公園施設整備=3億9,660万円(駐車場造成)、▽熊谷スポーツ文化公園周辺整備=2億1,140万円(開園記念時計塔他)、▽流域下水道=24億1,671万3千円(6流域下水道)。

[土木部所管]

▽道路の整備=34億3,620万円(道路、橋梁の改良・維持修繕)、▽河川改修=48億9,152万円、▽交通安全施設=8億7,600万円(歩道・自転車歩行者道)、砂防事業=2億3,000万円、▽地すべり、急傾斜地崩壊防止=4億6,477万円、▽災害復旧(土木施設)=7億6,600万円。

[農林部所管]

▽治山事業=1,860万円、▽林道整備=8,380万円、▽土地改良事業=8億8,423万円、▽災害復旧(農用施設等)=7,281万円。

[警察本部所管]

▽鴻巣署庁舎建設=4億4,424万7千円(2年継続初年次分)、▽交通安全施設=3億4,600万円(信号機の新設他)

[教育局所管]

▽県立高校グラウンド整備=7,329万6千円(杉戸高・改良、浦和西高・防じん)、▽県立高校水泳プール整備=2,312万3千円(調査設計、志木・越谷西2校)

平成3・4年度埼玉県建設工事等 入札参加資格審査申請書受付(追加)について

—埼玉県—

標記に関し、次の要領で受付を行います。

1. 対象者=平成2年度に埼玉県建設工事及び設計・調査・測量業務・土木施設維持管理業務並びに建設資材納入の入札参加資格審査申請をしなかった者及び既に入札参加している者で業種・業務を追加しようとする者、又は受注工事を追加しようとする者。
2. 有効期間=追加申請に伴う有効期間は、平成4年6月1日から平成5年3月31日までの1カ年。
3. 申請書類=埼玉県統一様式(埼玉県建設業協会又は埼玉県行政書士会で頒布)。
4. 提出部数=1部。
5. 受付場所=埼玉県庁第2庁舎3階建設管理課企画係。
6. 受付日及び受付時間は、下表のとおりです(受付日、時間厳守のこと)。
受付日割は、下表のとおり。

対象	業種	受付日
建設工事	県内業者	平成3年11月5日～平成4年1月14日の県の指定する日
	県外業者	平成4年1月20日～1月23日
設計・調査・測量等		平成4年1月27日～1月30日

※受注希望工事のみ追加の業者

対象業種	受付日
県内業者	平成4年1月6日～10日、13日・14日
県外業者	平成4年1月20日～平成4年1月23日

商法改正に伴う組織変更の 取扱いについて

建設省は、本年4月1日に「商法等を一部改正する法律」の施行に伴い、建設業法施行規則

様式第17号に定める利益処分に関する書類等について、商法、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の改正を行ったので、経理関係担当者には、周知されることが必要。

なお、企業の組織変更の取扱いについて、次のごとく対応を促している。

今回の商法改正により、株式会社等の最低資本金について改正がなされ、株式会社の資本の額は、1,000万円を下ることができず、また、有限会社の資本の総額は300万円を下ることができないとされた。

これに伴い、商法等の一部を改正する法律附則により、登記された資本の額が1,000万円に満たない株式会社が、有限会社、合名会社又は合資会社に、又は登記された資本金の額が300万円に満たない有限会社が、合名会社又は合資会社に組織を変更することになる場合が生じる。

その場合、建設業法施行規則様式第22号の2による変更届の提出が必要である。

なお、今回の改正により「最低資本金制度」が導入されたことによって、現在資本金が1,000万円未満の株式会社は、平成8年3月31日（5年間の経過措置期間満了日）までに、増資の登記又は組織変更（有限会社等への組織変更）の登記申請を完了しない場合は、解散したものとみなされることになった。

労働保険加入の奨め

労働省では、10月1日から31日までを「労働保険適用促進月間」として設定、未加入事業所に対し、もれなく加入するよう呼びかけを行っています。

労働保険（労災保険、雇用保険）は、労働者の万一の事故（仕事上の怪我、病気及び失業、

再就職）の時、本人等を援護する保険制度です。

労働保険の未手続の事業主は、大切な従業員のためにもすみやかに加入手続を行うことが望まれています。

加入手続等くわしくは最寄の労働基準監督署、または公共職業安定所におたずね下さい。

建産連後援の「豊かで活力にあふれた長寿社会フェスティバル」に参加を！

このフェスティバルは、本格的な高齢化社会が到来する21世紀にむけ、人生80年代に対応した生活環境や個人のライフスタイルをどのようにして構築していくかについて、共に考えることを趣旨として催すものです。多くの方の参加をお待ちしています。

- 1 開催日時
平成3年11月17日（日）10時～12時30分
- 2 場 所
大宮ソニックシティ 大ホール
- 3 内 容
ナイスエイジファッションショー
講演（三遊亭円楽氏）他
- 4 参加者
総ての年代層にわたる県民 2,500人
- 5 申し込み方法

10月14日～11月7日までに電話か、またははがきに住所、電話、氏名を明記し、埼玉県生活福祉部高齢化社会対策推進室（浦和市高砂3-15-1 048-824-2111内線2506）へ。

申し込まれた方には、入場整理券を返送します。

古寺社探訪 (1)

はじめに

埼玉を中心にした武蔵国は、近畿・九州地方などに比べ古代における文化の発達の度合いが遅れていたことから、古い寺社が少ないように思われがちだが、実際には関東の中でも武蔵国には古社の数は比較的多く存在し、古文化の発達を探る貴重な存在となっている。

古社を語る文書等によく出る「延喜式」とか「式内社」という文字に出合うことに気付かれようが、この延喜式とは、醍醐天皇の勅命により諸官司が遵守すべき諸規則をまとめ編纂されたものを指し、その中に神祇の名称が記されて

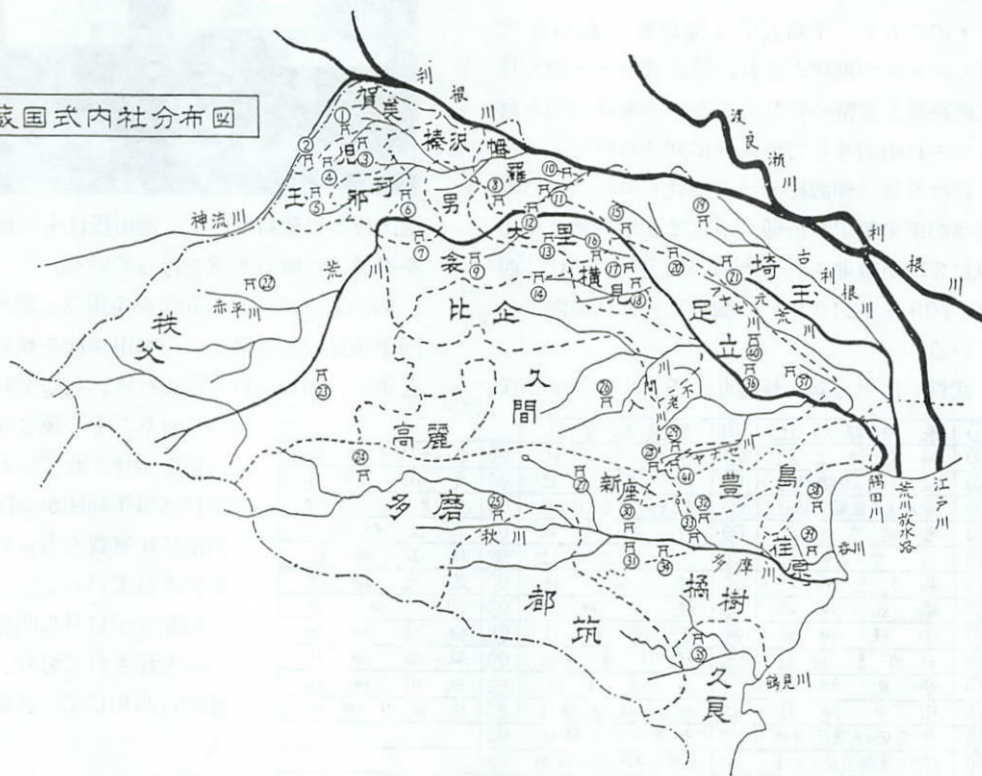
おり、これを一般に「神名帳」と称されている。この神名帳に記載された神社を式内社と呼称している。

武蔵国における式内社は、44座と記されている。「座」とは神社に祀られた神々の数で、北埼玉郡の前玉(さきたま)神社のみが2座で、他はいずれも1座であるから武蔵国には43社があったということになる(別掲:武蔵国式内社分布図参照)。

ちなみに、大和国286座、山城国122座に較べれば確かに少ないが、これを関東でみると相模国13座、安房国6座、上総国5座、常陸国28座、下野国11座に較べると武蔵国に多いことがわかる。

わが国は、古来集落ごとに「産生神」を祭り心の寄りどころとしてきた。また、神社の由緒

武蔵国式内社分布図



によって国幣社、官幣社、県社、郷社、村社に分けそれぞれ格式を与え、祭祀を営んできた。しかし、昭和20年の敗戦を契機にその格式が廃され、戦禍とともに荒廃その極に達したが、昭和21年に神社本庁が設立され、徐々に復興の途を歩み、今日に至っている。

昭和36年発行の神社本庁15年史によると、全国における神社数は8万社を数え、ここ埼玉県にはその数2千社となっており、各神社はそれ

ぞれ伝統を尊重しつつ、常に新しい時代に即応して神社本来の活動とする神威、神徳の発揚、信仰の寄りどころとして地域に密着した活動を行っている — と誌されている。

以下号を追って古社のうち主なものを挙げ由緒を記述、地域との係り合いを探ることにした。 (W)

本県における古社としてまず第1に指を屈するのは大宮市高鼻町に鎮座する「氷川神社」であろう。本号ではこの氷川神社と児玉郡神川町の金鑄神社の2社を紹介、以下、号を追って順次紹介することにする。

氷川神社 (旧官幣大社)

- 所在 大宮市高鼻町、JR大宮駅より約1.2 km。
- 祭神 須佐之男命(素戔鳴命)、稲田姫命、大己貴命(おこなむちのみこと)
- 由緒沿革 孝昭天皇(神武紀元から5代目)の3年の創建とされ、延喜式内名・神大月次新嘗案上官幣の神社である。古来武蔵国一宮と称され明治4年官幣大社に列せられた。

景行天皇(神武紀元から12代)の御代に日本武尊が東夷鎮定を祈願、下って天平神護2年に神封3戸が寄進され、土御門天皇(同83代、西暦1198~1210年)の御代正一位に進階されている。

武将では平貞盛、執権北条氏、小田原北条氏、



徳川氏の崇敬特に厚く、徳川氏は朱印地300石を寄進、社殿の造営を行っている。

明治天皇には明治元年都を東京と定められ、同年10月13日着京、この氷川神社を勅祭の神社と定め、同月28日大宮に行幸、親祭を執り行わ

れており、その後2回この地に行幸参拝されているが、例祭には毎年勅使が参向した。明治15年官費をもって社殿が造営されている。

昭和9年11月に昭和天皇が行幸参拝されており、現在の社殿は昭和15年の新造営である。

境内面積は約10万㎡

① 長幡部神社	⑩ 高負比古社	⑲ オマトツノ神社
② 稲実池上社	⑪ 伊波比神社	⑳ 虎拍神社
③ 稲実荒御魂神社	⑫ 横見神社	㉑ 布多天神社
④ 今城青八坂稲実神社	⑬ 玉汗神社及官目神社	㉒ 穴沢天神社
⑤ 金佐奈神社	⑭ 前玉神社	㉓ 杉山神社
⑥ ミカ力神社	⑮ ケケヒメ神社	㉔ 足立神社
⑦ 稲乃売神社	⑯ 棕神社	㉕ 湖神社
⑧ 楡山神社	⑰ 狭父神社	㉖ 磐井神社
⑨ 小被神社	⑱ 青渭神社	㉗ 稲田神社
⑩ 白ガミ神社	⑲ 阿伎留神社	㉘ 氷川神社
⑪ 奈良神社	⑳ 広瀬神社	㉙ 中氷川神社
⑫ 田中神社	㉑ 阿豆佐味神社	㉚
⑬ 出雲乃伊波比神社	㉒ 出雲イハヒ神社	㉛
⑭ 伊古乃速御玉比売神社	㉓ 物部天神社及国郡地蔵社	㉜
⑮ 高城神社	㉔ 小野神社	㉝

(23, 247坪)。例祭は8月1日、12月10日の大湯祭は有名。

武蔵国における氷川神社分布考

武蔵国の中には、氷川神社と称する神社が実に多い。その分布考(西角井正慶博士著)によると、旧武蔵国の領域に当たる埼玉県に162社、東京都に59社、神奈川県に1社の合計222社がある。

しかも、旧武蔵国以外には極めて僅かで、千葉県に1社、茨城県に2社、栃木県に2社、北海道に1社の合計6社である。

それらのうち、社伝で創建の古いものには景行天皇代に創建されたとする大宮市指扇の氷川神社、欽明天皇(29代・531～571年)時代の

創建とする川越市の氷川神社、斉明天皇(37代・655～671年)に創建されたという比企郡小川町上古寺の氷川神社などがある。

その中でも川越市の氷川神社は、所在地の川越が古くから地方産業文化の中心地として発達した関係もあってか、社殿も整っており、太田道灌が川越城を築いたときたびたび参詣したという記録もある。

これら神社の社伝は、もとよりそのまま信じ難いものもあるが、その勧請の古いことは事実と思われる。そしてこれら多くの氷川神社には、大宮の氷川神社を氏神とする集団が既に上代において武蔵国の各地に分散進出し、定住して武蔵国全域の開発にあずかり力のあったことを物語るものと思われる。

金鎖神社(旧官幣中社)

・所在 児玉郡神川町二宮、JR本庄駅より約7km。

・祭神 天照大神 素戔鳴命、日本武尊

・由緒沿革 日本武尊東征の帰途、伊勢神宮にて御姨姫命より賜った火鎖金を御霊代として当地室ヶ嶽に鎮め奉り、天照大神、素戔鳴命を奉斎した。

欽明天皇(神武紀元29代・西暦531～571年)の御代、日本武尊を配祀、勅幣を賜った。爾來歴代天皇の崇敬厚く、貞観4年に神階従五位下に叙せられ、官社に列し、延喜式内社に列せられた。

鎌倉時代には、児玉党より総鎮守として厚く崇敬され、江戸時代には幕府より朱印30石の寄進があった。明治18年官幣中社に列せられた。

境内地は16,450坪、境内にある朱塗り3間の多宝塔(天文3年の建立)は国の重要文化財に指定されている。例祭は4月15日。

山嶽信仰に基づく神社

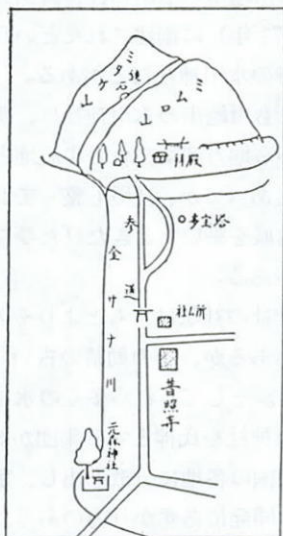
おおよそ神社であれば拝殿のほかには本殿があるのが普通である。そして、その本殿には鏡とか幣白あるいは祭神像のいわゆる御神体を祀る



のが一般である。ところがこの金佐奈神社(現在金鎖の字を当てている)には本殿がないのである。

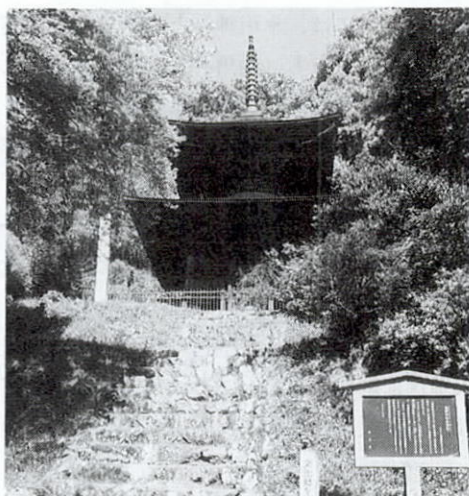
参道300mその奥の右手に3間2面の勾欄付きの縁を回らした柿葺素木造(こけらぶきしらきづくり)の拝殿がある。この拝殿の向いの山、御室山(海拔約300m)がある。この御室山こそがこの神社の御神体である(これに類する神社としては奈良県の大輪神社、長野県の諏訪神社がある)。

金佐奈神社を最初に祀った人達は、水田をうるおした金鎖川の水源に当たる御室山を尊崇し、



金佐奈神社略図

の紅葉はもとより四季折々の趣きが深く、杖を引く人が絶えない。



国宝・多宝塔

これを神聖視し、神格化し、山そのものを御神体としてあがめ祀ったものと解されている。

「金鎖」の意味

金鎖の「鎖」の字は、音読みではサンで、“たがね”、“のみ”または“きり”のことで、動詞にすると“うがつ”“きる”などである。この字はサナとは読めないが、古くこの附近の人達で「カナサ」神社と短かく呼ばれていて、それが金鎖の文字を当てたのではないかといわれている。

前にも述べたが、同社の社伝によると日本武尊が東征のみぎり、叔母の倭姫命（前述の御姨姫命と同人か）から授って持参の火打金を天照大神、素戔嗚命の御霊代として御室山に祀ったのが起源であるとの伝いもあり、金鎖とは火打金のことを意味するとされている。

別当寺「普照院」について

金鎖神社参道入口に“元三大師の寺”として著名の寺がある。この寺は明治初めまで同社の別当寺金鎖山一乗院大光普照寺と称す天台宗に属し、同神社の管轄守護してきたが、神仏混交禁止令によって分離され今日の姿となった。同社境内地にある国宝多宝塔はその名残りである。

この一帯は、静閑幽すいの地、春の桜花、秋



建産連だより

—— 会員団体の動静 ——

「コンピュータ財務診断」 無料受付中！

東日本建設業保証(株)埼玉営業所

7月号で既報のとおり、(財)建設業振興基金において実施している標記事業は、当年度も平成2年度同様無料で実施しております。既に全国で5千社余の企業でご利用いただき好評を得ております。

無料受付期間は、平成3年12月までとなっておりますので決算が終了された方、是非財務診断を受診し会社の「体質改善」にお役立て下さい。

貴社の決算内容を収益性、安定性、生産性、成長性等いろんな角度から分析され、表、グラフにより分かり易い診断結果が得られます。

[申込要領]

- 簡易財務診断申込書
- 決算書3期分
- 返信用封筒

※パンフレット、診断申込書等は当社に用意してありますので「簡易財務診断係」(Tel 048(861)8885)までご一報下さい。

専門部会の活動

埼玉県建設大工工事業協会

平成2年度の事業計画の一環として、専門部会を設置し活動を開始しました。

単価部 — 久しく中断されていた単価について前期単価表を参考に、今後仕事量の減少に備え、値くずれを防ぐために、独自で走る事なく協会員が連絡を取り合って、前向きに検討し対処して行く事を話し合う。

技術部 — 平成3年度技能検定受験者のための講習会の打合せ及び、募集方法について検討

に入る。

青年部 — 毎月の集会に於て若年労働者の雇用問題をはじめ、諸問題を話し合ってきたが、今回他県青年部との交流、研修会を開き若者同志の共通の立場で懇談する。

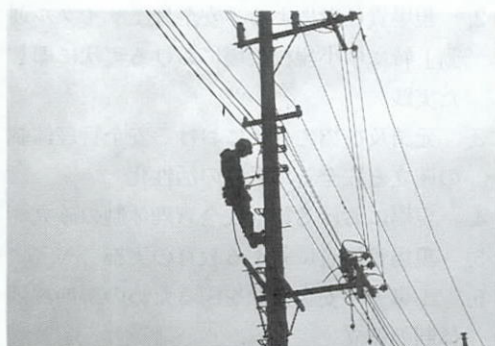
広報部 — 会員相互の力により今年に入り5社の入会があり今後共新会員獲得をめざして協会のPRにつとめる。

雇用助成金の知識を勉強する。

昇柱訓練講習開く

埼玉県電気工事工業組合

S・E・Cセンタ(埼玉県エレクトロニックコンストラクションセンター)では、夏期昇柱訓練を7月23日に小川支部34名、7月24日に本庄支部78名が所管の東電の営業所構内において実施。炎天下玉の汗が流れるなか熱心に指導員(東電・工事長)の説明を聞き、指示にしたがって昇降柱の実技及び安全講習(7時間)を受講した。(写真は訓練風景)。



全国安全週間実施

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

本週間 平成27年7月1日～7日

スローガン

「みんなで決意 みんなで努力
前進させよう職場の安全」

本年度の全国安全週間は、労働省及び中央労働災害防止協会主唱、建設業労働災害防止協会その他関係団体の協賛のもとに、6月1日から30日までを準備期間とし、7月1日から7日までを本週間として実施されました。

建設業労働災害防止5カ年計画の4年目に当たる本年度も、建設工事量の増加が見込まれていることもあり、労働災害の増加が懸念されるため、本週間を契機として、強力な安全活動を展開し、労働災害の絶滅を期すこととする。

本運動を契機に実施すべき事項

1. 店社、現場をあげて「三大災害絶滅運動」の実施
2. 現場責任者による「安全施工サイクル運動」特に中小規模現場における実状に即した実践
3. 元請及び協力会社における安全管理体制の確立と安全管理活動の活性化
4. 現場における統括安全管理体制の確立
5. 現場管理者に対する教育の実施
6. 工事等の安全確保を図るための事前評価体制の確立
7. 移動式クレーン等機械・設備の一斉安全点検の実施
8. 安全衛生推進者に対する能力向上教育の実施
9. 高齢作業員の体力等に応じた適正な配置、作業手順の作成
10. 交通労働災害を防止するための適正な運行計画の策定と運転者に対する安全教育の実施
11. 現場安全パトロールの実施

12. その他

第11回(社)全測連関東地区協議会 8県測協役員代表者大会開催

(社)埼玉県測量設計業協会

去る9月12日(木)千葉県千葉市中瀬2-1日本コンベンションセンター「国際会議室」において、県測協役員代表者大会を開催した。

議場には建設省関東地方建設局、国土地理院関東地方測量部の各幹部、地元千葉県知事、県議会議長、県関係幹部のほか関係団体の代表が出席、地区協議会からは、各県測協から役員総勢75名が参加約4時間の討議に耳を傾けた。最近の当業界を取り巻く環境は、若年技術者の確保、週休2日制の普及に伴う労働時間の短縮や賃金等の処遇改善など大変厳しい状況におかれており、我々の自助努力と相まって改善されるよう討議されました。

議題は、「活動と魅力に満ちた知識産業をめざして」

- (1) 郷土の発展へ貢献し得る協会員へ
- (2) 平準化を図るためのゼロ国債制度の導入について
- (3) 企業の人材確保について
- (4) 若年層の雇用について
- (5) 首都圏における積算基準の改善について
- (6) 測量業の社会的地位の向上について
- (7) 魅力ある企業をめざして
- (8) 高等学校測量実習について

各県測協関係者が毎年このような形で一堂に会して、問題点の対応策を探り相互に検討・協力を重ねながら官側の御理解・御賢察の上、従来にも増したご高配を賜りますようお願いした。

新発足して活動を展開

埼玉県環境安全施設協会

当協会は、埼玉県道路標識標示業協会、埼玉

県外構施設業協会、信号施設団体の三団体が一つになることで、本年6月28日、建産連会館にて設立総会を開催し、社団法人埼玉県環境安全施設協会として53社が加盟、発足した。設立総会では、社団法人設立趣意書の承認、事業計画案、役員人事など8議案を審議し、いずれも万場一致で採択された。

協会として社会全体の共有資産である道路、公園、学校、その他の公共施設の環境安全を通じ、活発な公益事業を展開し、県民福祉の向上に積極的に寄与する活動を展開している。活動の一環として、本年8月、浦和にて「道の日フェスティバル」、春日部での「埼玉県交通安全フェア」に協賛し、道路に対する県民の関心と愛護の精神を高め、交通安全思想の普及高揚に貢献した。

会 員 紹 介

(社)全国電話設備協会埼玉県支部

今回は会員の紹介をさせていただきます。

(正会員)

岩通エンジニアリング(株)	大宮市	永島 達男	048-652-3901
石渡電気(株)	大宮市	秋谷 隆和	048-645-1431
エース通信機工業(株)	大宮市	洞水 哲夫	048-684-1695
英工電機(株)	大宮市	斉藤 光雄	048-643-3561
神田通信機(株)	大宮市	首代恭二郎	048-641-6068
関東通信機(株)	熊谷市	森田十五郎	0485-23-2141
コスモ通信(株)	川口市	本間 興市	0482-55-1111
三雄通信工事(株)	越谷市	新田 出	0489-64-8037
城北通信(株)	越谷市	中村 ステ	0489-86-9191
大興電子通信(株)	大宮市	木村 忠	048-645-5631
都築電気工業(株)	大宮市	高橋 正明	048-644-3581
電通工業(株)	大宮市	町田 英昭	048-642-6613
東陽工業(株)	大宮市	横田 充穂	048-642-5771
日建電設(株)	大宮市	関口 守雄	048-644-2531
日本電気システム建設(株)	大宮市	沼田 清	048-645-0248
日興通信(株)	大宮市	池田 勝昭	048-644-6326
藤野電気(株)	大宮市	藤野 弘	048-623-3485

富士通ビジネスシステム東京日立情報機器(株)	大宮市	浅野 慧	048-641-1747
三田電気工業(株)	大宮市	森 昭平	048-643-1231
三峰電気(株)	大宮市	船橋 清司	048-644-4940
目黒通信建設(株)	大宮市	山本 正夫	048-644-8831
八洲電業社	浦和市	矢野 弘	048-874-3600
信濃通信工業(株)	大宮市	吉村 克昌	048-663-3361
高文(株)	川口市	三井 三次	0482-83-8554
北埼玉通信工業(株)	大宮市	大島 宏司	048-666-1171
関東電設(株)	秩父市	寺田 秀人	0494-23-2351
平野通信機材(株)	幸手町	川波 栄治	0480-43-0874
ヨーク通信(株)	大宮市	田村 昭雄	048-665-8522
通信機工業(株)	大宮市	小林 進	048-645-8411
丸電(株)	大宮市	小山 伸次	048-665-1042
ケーアイ電気工業(株)	大宮市	丸山 洋一	048-642-5244
埼玉田中電気(株)	戸田市	関根 常智	0484-44-5101
	浦和市	田中 良平	048-832-1311

(賛助会員)

岩崎通信機(株)	大宮市	佐藤 正之	048-644-2061
沖電気工業(株)	大宮市	三谷 晃郎	048-645-1722
埼玉ナショナル通信特機(株)	大宮市	鴻辺 利行	048-665-6080
富士通(株)	大宮市	奈良 中	048-643-4131

計 報

(社)埼玉建築設計監理協会



当協会会長松江広元儀、9月18日午前1時7分肝不全のため防衛医科大学附属病院にて逝去いたしました。

松江会長は、当協会の三代目の会長として昭和57年に就任し、9年にわたり県内の設計事務所近代化、地位向上のために尽力してまいりました。また、埼玉建産連においても理事を務め、建設業界全般の発展を願い続けておりました。

ここに生前のお寄せいただきました御厚誼を深く感謝申し上げます。

全国建産連だより

全国府県建産連会長会議盛大に開かれる

全国建産連の主要行事の一つであり、また恒例の行事ともなっている会場持回りの府県建産連会長会議が、10月8日仙台市のホテルメトロポリタンを会場にして盛大に開催された。本年度の会議は宮城県建産連が会場を引受け、同建産連の周到かつ細心の気配りによる設営のもと、各府県建産連の会長、随行の専務理事や事務局長等の多数が出席、特に本年度のこの会議は、福岡県建産連の新たな加盟や地の利もあって、過去最多と思えるほどの出席で盛会を極めた。

また、来賓として本間宮城県知事、石井仙台市長、井上章平参議院議員、建設省小野官房審議官等、各界を代表する多数の方が臨席された。会議は若生宮城県建産連会長の歓迎の挨拶を皮切りに斎藤全国建産連会長の基調挨拶、さらに本間宮城県知事ほか来賓の方々から数多くの激励を内容とした祝辞が寄せられ、次で議題の審議へと移された。

会議は全国建産連の斎藤会長を議長に選び、各府県建産連提案の11項目の議題と会長会議決議文案の審議を行い、さらに全国建産連に設けられている構造改善対策、広報の両委員会における活動状況について、望月（岩手県建産連会長）及び小崎（京都府建産連会長）の各委員長から報告が行われた。

この会議に提案された議題は、①「公共事業設計労務単価」策定方式の根本的な見直しについて（岩手県建産連提案）②積算の改善について（高知県建産連提案）③公共工事施工の平準化対策の確立について（岩手県建産連提案）④公共工事の施工の平準化と積算について（宮城県建産連提案）⑤若年建設従事者の確保について（宮城県建産連提案）⑥国・公共団体等の表彰制度の活用と全国建産連会長表彰の実施について（京都府建産連提案）⑦全国建産連賛助会員の拡充策について（静岡県建産連提案）⑧事

務局専従職員設置費の交付について（香川県建産連提案）⑨「建設産業における生産システム合理化指針」への対応について（宮城県建産連提案）⑩建築物に係る減価償却資産耐用年数の短縮について（栃木県建産連提案）⑪大手業者と中小業者との格差是正について（福岡県建産連提案）であつて、このうち表彰制度、賛助会員拡充及び専従職員設置費交付の各議題については全国建産連の小野事務局長が答弁、今後その対応策について検討することとしたが、その他の議題については逐一建設省の吉井建設振興課長、福田大臣官房積算技術管理官、上田建設業課長補佐から答弁ないし対応策が示され、全国建産連としてもこれらの実現に向けなお一層の取組みを行うことに決定した。また、平成4年度公共事業予算の増額、工事の平準化等を柱とした会長会議決議案は宮城県建産連から提案され、全会一致でこれを決定するとともに、この実現を図るため、改めて決議書を印刷の上各関係方面に提出することとした。

なお、平成4年度の全国府県建産連会長会議は高知県が会場県を引受けることに決定し、竹内高知県建産連会長から多数の参加を期待する旨の挨拶があった。



連合会日誌

- 7月16日 埼玉建設労働者研修福祉センター雨漏り修繕工事の工事金額等について、(財)埼玉県勤労者福祉事業団から通知があった。
- 7月17日 **正副会長会議**
正副会長において理事会付議事項について事前協議。
- 理事会**
各委員会委員の構成、当面の事業推進等について協議。
- 7月18日 (社)全国建設産業団体連合会広報委員会に斎藤会長、加藤常務理事出席。
- 7月19日 (社)埼玉建築士会創立40周年記念式典に斎藤会長出席。
- 7月22日 埼玉建設労働者研修福祉センター雨漏り補修工事の打ち合わせに榎本所長が埼玉雇用促進センターを訪問。
- 7月26日 埼玉県建設業労働災害防止大会に斎藤会長出席。
(財)埼玉県勤労者福祉事業団による勤労者福祉施設長会議に榎本所長出席。
- 7月30日 (社)埼玉県建設業協会の若年者入職促進協議会に岡村副会長出席。
- 7月31日 (社)全国建設産業団体連合会の広報紙発行についての協定締結準備打合わせに加藤常務理事出席。
- 8月1日 **研修会**
(浦和)2日 「ネットワーク研修」
5日 (社)埼玉県建設業協会との共催
(熊谷)6日 於 埼玉建産連会館センター3階大ホール
講師 近野 敏 先生
受講者総数 282名(浦和153名、熊谷129名)
- 8月5日 (社)全国建設産業団体連合会広報委員会に斎藤会長、加藤常務理事出席。
- 8月6日 小山前副会長への感謝状伝達に斎藤会長、加藤常務理事が訪問。
(社)全国建設産業団体連合会の広報紙発行協定締結に関する日本工業経済新聞社との協議に斎藤会長出席。
- 8月22日 **広報委員会**
建産連ニュース第49号の発行、第50号の編集案、「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール等について協議。
- 経営合理化委員会**
平成3年度事業の実施計画等について協議。
- 8月23日 **総務委員会**
平成3年度事業の実施計画等について協議。
- 8月26日 **研修指導委員会**
平成3年度事業の実施計画等について協議。
- 8月27日 **労務資材委員会**
平成3年度事業実施計画等について協議。

- 8月29日 埼玉県内装仕上工事業協同組合通常総会に加藤常務理事出席。
- 8月30日 「豊かで活力にあふれた長寿社会フェスティバル」第1回実行委員会に加藤常務理事出席。
- 9月3日 畑和埼玉県知事の叙勲祝賀会に斎藤会長出席。
- 9月5日 建設産業における生産システム合理化指針研修会講師派遣方要請のため建設省建設経済局建設業課を加藤常務理事が訪問。
全国建産連府県会長会議の提案議題等の打ち合わせに加藤常務理事出席。
- 9月10日 (社)埼玉県建設業協会主催による平成3年度公共事業に係る建設労働者の賃金台帳整備促進説明会に会員団体役員他企業担当者等多数参加。
- 9月11日 (社)埼玉県建設業協会主催による独占禁止法関係法令等に関する研修会に会員団体役員他企業担当者等多数参加。
- 9月12日 埼玉建産連会館内エレベーターの部品交換を伴う保守点検を実施。
埼玉建設労働者研修福祉センター雨漏り補修工事の設計について打ち合わせのため(財)埼玉県勤労者福祉事業財団、埼玉雇用促進センター、(有)植原設計事務所等来所。加藤常務理事、榎本所長対応。
- 9月17日 **建設業経営講習会**
「建設業を取り巻く環境変化とこれからの建設業経営」
(社)埼玉県建設業協会ならびに東日本建設業保証(株)埼玉営業所との共催。
後援：埼玉県 於：埼玉建産連会館センター3階大ホール
講師：東日本建設業保証(株)取締役情報部長
(株)建設経営サービス専務取締役
長谷部 勲 先生 受講者：56名
- 9月20日 埼玉雇用促進センター主催による建設雇用改善連絡会議に加藤常務理事出席。
- 9月21日 当連合会理事 故 松江広元氏葬儀に斎藤会長出席。
- 9月26日 (社)全国建設産業団体連合会正副会長会議、広報委員会、業界専門紙記者との懇談会に斎藤会長、加藤常務理事出席。
- 9月27日 **研 修 会**
「建設産業における生産システム合理化指針」
於 埼玉建産連会館3階大ホール
講師 建設省建設経済局建設業課構造改善対策官
荒井 俊行氏
参加者 60名
- 10月8日 (社)全国建設産業団体連合会会長会議
9日 宮城県仙台市で開催された(社)全国建設産業団体連合会会長会議に斎藤会長、加藤常務理事、森係長出席。

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿（順序不同）

（平成3年10月1日現在）

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社) 埼玉県建設業協会	会長 島村 治作	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(861)5111
(社) 埼玉県電業協会	会長 岡村 喜一	〃	〃	048(864)0385
(社) 埼玉県造園業協会	会長 松本 孔志	〃	〃	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉営業所	所長 長谷川忠欣	〃	〃	048(861)8885
埼玉県鉄構業協同組合	理事長 渡辺 健市	〃	〃	048(866)1775
埼玉県電気工事工業組合	理事長 大曾根正男	大宮市宮原町 1-39	330	048(663)0242
(社) 埼玉県空調衛生設備協会	会長 今泉 康次	与野市下落合 4-14-11	338	048(855)4111
(社) 日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 榎本 義男	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 渡辺 昭一	〃	〃	048(862)9258
(社) 埼玉建築士会	会長 小川 清	〃	〃	048(861)8221
(社) 埼玉県建築士事務所協会	会長 岩堀徳太郎	〃	〃	048(864)9313
(社) 埼玉建築設計監理協会	会長代行 高岡敏夫	〃	〃	048(861)2304
(社) 埼玉県測量設計業協会	会長 柿沼 國治	〃	〃	048(866)1773
(社) 埼玉県宅地建物取引業協会	会長 星野 謙吾	〃	〃	048(866)4061
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 清水 茂三	〃	〃	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	〃	〃	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 鏑二	上尾市本町 1-5-20	362	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 松野 俊弘	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町 2-88	360	0485(22)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 沢田 広	大宮市三橋 2-402	331	048(644)7417
埼玉県環境安全施設協会	会長 深井 進	浦和市高砂町 3-17-21	336	048(838)8162
(財) 埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市鹿手袋 4-1-7	〃	048(865)0391
埼玉県内装仕上工業協同組合	理事長 石田 信向	川越市今成 492-2	350	0492(45)1771
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 松江 果	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 茂三	〃	〃	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	〃	〃	048(866)4331
(社) 全国電話設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	大宮市浅間町 1-4-4	330	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 田貝 博	浦和市別所 3-32-1	336	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 田中 瑞穂	浦和市南浦和 3-17-5	〃	048(882)7993
埼玉県設備設計協会	会長 金子 正喜	浦和市高砂町 3-10-4	〃	048(864)1429

建産連ニュース 第50号

平成3年10月15日発行

発行

法人 埼玉県建設産業団体連合会
企画・編集 広報委員会

〒336 浦和市鹿手袋4丁目1番7号

電話 048-866-4301

印刷

東京都北区東田端2-4-4

みづほ企業株式会社

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月